

令和7年3月三種町議会定例会会議録

令和7年3月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
総 務 課	長	三 浦 保	企 画 政 策 課 長	加 藤 登 美 子
税 務 課	長	石 川 透	町 民 生 活 課 長	後 藤 一 家
福 祉 課	長	近 藤 洋	健 康 推 進 課 長	小 松 仁
農 林 課	長	小 玉 賢 一	商 工 観 光 交 流 課 長	清 水 秀 文
建 設 課	長	児 玉 憲 一	上 下 水 道 課 長	嶋 田 修 一
琴 丘 支 所	長	鎌 田 誠	山 本 支 所 長	内 藤 英 子
会 計 課	長	皆 川 和 華 子	教 育 長	藤 田 良 博
教 育 次 長		牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 事	畠 山 夏 海		

一、本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議長 加藤彦次郎は、令和7年3月12日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（加藤彦次郎）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、11番、荒谷要伸議員の発言を許します。11番、荒谷議員。

11番（荒谷要伸）

皆さん、おはようございます。

それでは、私から質問を申し上げます。

まず最初に、住民に優しい除雪についてということでしたしたいと思います。

今季は降雪が少ないようでしたが、まとまった量の雪が降ることもあり、住民の生活に悪影響を与えている状態です。

毎年雪が降る時期になりますと、必ず除雪車の話題になるが、昨今の少子化・高齢化などの事情も除排雪に影響を与えているようでございます。

当町では、住み続けたいまちランキングでは連続1位ですが、住んでみたいまちとしてはどうだろうと思います。もっと努力が必要なのではないでしょうか。

例えば、冬の除排雪は想像以上に大変です。住みづらさの要因の一つになっているのではないのでしょうか。特に、除雪車による住宅入り口前に積まれた雪の塊、除排雪、つまり、早朝からの重労働でありまして、住民を苦しめているのが現実のようでございます。

そこで、住民に優しい除雪はできないものかということで伺います。

1、除雪による交差点付近や吹きだまりなどにより必然的に住宅入り口前に過度な雪を置かない体制はできないものではないでしょうか。

次に、高齢や除雪などにより自分で除排雪ができない世帯はシルバー人材センターが作業をしておりますが、大雪により手が回らないときや、年末年始の休みなど連休時の対応はどうしているのか伺います。

次に、高齢者ではないが女性だけの世帯も見受けられますが、何らかの支援が必要ではないのでしょうか。

次に、空き家問題について伺います。

昨今、空き家が増加傾向にあります。地区の中心から増えているようでございます。管理不全状態となった空き家が雪の重みで倒壊したり、強風で

飛散したり、歩行者や車両等に被害が生じることが懸念されております。限界を超えた空き家も見受けられますが、行政指導はどのようにしているのか伺います。

そこで、空き家が年々増えている状況、雪による倒壊などにより近隣への被害が心配されるが、対応はどうなっているのでしょうか。

また、雪以外でも倒壊や飛散物などにより近隣に危害のおそれがある空き家を管理不全空家等に認定し、特定空家に認定した経緯は本町ではあったのでしょうか。

以上伺います。

これで壇上での質問は終わります。

議長（加藤彦次郎）

11番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

それでは、11番、荒谷要伸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、除雪体制関連についてでございますが、本町の道路除雪は、冬季における地域の産業経済活動と住民生活の安定を図るため、安全で円滑な道路交通の確保を目的とし、道路延長276.6キロメートルを49台の除雪機械で実施しております。

平常時の除雪作業といたしましては、降雪があったときの一般除雪、わだち等を解消するための路面整正除雪、道路が狭くなったときの拡幅除雪など、道路状況に応じて作業を行っております。

ご質問の住宅入り口前に雪を置かない体制についてでございますが、一般除雪は車両や歩行者の少ない深夜から通勤・通学前の限られた時間内での作業となり、道路の左右に雪を寄せる作業となるため、間口の除雪につきましては、各家庭での雪寄せのご協力をお願いしているところでございます。解け始めた雪は塊になりやすく、また、地形的にどうしても極端に雪が多くなる箇所もあり、除雪オペレーターも配慮しながら作業をしているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、高齢者等への対応についてでございますが、高齢者世帯等除排雪支援事業につきましては、1月末の時点で748世帯が利用登録されており、シルバー人材センターでは92人の体制で除排雪作業を行っております。

しかしながら、多くの作業員が複数の世帯を受け持っており、降雪量によっては、作業終了が遅くなる場合もございます。利用者の皆様へは、必ずしも希望の日時に作業できない場合もあるということを事前にお伝えしておりますが、作業員におきましては、降雪の状況などから、作業の開始時間を早めたり、作業員同士で連携協力するなど、極力、利用者の日常生活に支障を来さないよう作業に当たっているところでございます。

また、年末年始は原則休みとしておりますが、降雪の状況などを見て、作

業員が必要と判断した場合は、除排雪を行う場合もございます。

次に、女性だけの世帯への除排雪支援についてでございますが、高齢者除排雪支援事業の対象は、自力で除排雪することが困難な65歳以上の高齢者のみで構成される世帯や身体障害者のみで構成される世帯のほか、特に支援が必要と認められる世帯も対象としております。

本事業の利用を希望する場合は、利用申請書に要否意見書を添えて申請していただいております。

この要否意見書は、申請者の心身の状況や生活実態を把握している地区の民生・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターが作成するものでありまして、年齢などの要件に該当しない場合でも、病気療養中やけがの治療中、体力低下など、民生・児童委員等が必要と判断した場合は支援の対象となるものでございます。

なお、女性だけの世帯ということだけでは支援の対象となりませんが、病気やけがなど除排雪が困難な事情を抱えている場合は、地区の民生・児童委員や社会福祉協議会等へご相談いただくことにより支援の対象となる場合もございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、空き家問題についてお答えいたします。

全国的にも社会問題となっている空き家問題につきましては、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、本町においても令和6年3月に空家等対策計画を策定し、併せて、空家等の適正管理に関する条例を改正したところでございます。

ご質問の行政指導についてでございますが、住民からの情報提供や空き家解体相談が寄せられた場合、現地確認を行い、専門家による実態調査を実施し、適切な管理が行われていない場合は、空き家所有者に対し情報提供、助言書を送付し、適正管理を速やかに実施するよう通知するとともに、町の空家等解体費補助金の制度についても周知しております。

次に、空き家倒壊などによる近隣被害への対応についてでございますが、危険な状態の空き家につきましては、空き家所有者に対し対応を求めるのが原則でございますが、相続放棄等で所有者不明の場合などで近隣住宅や歩行者等へ危険が及ぶような状況の場合、消防署と協力し、飛散防止対策を講じる場合もございます。

また、空き家等が緊急に危険を回避する必要がある場合には、条例の規定に基づき応急措置を講ずるなど、空き家等の状況により様々な対策を講じております。

次に、管理不全空家等に認定した経緯についてでございますが、現在、町が認定している管理不全空家等はございません。

令和7年度において、空き家の町内全量調査を実施し、データベース化を行った後、空家等対策計画に基づき、管理不全空家、特定空家を認定していく予定としております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

11番の再質問を許します。11番。

11番（荒谷要伸）

まず最初に、除雪による交差点付近の間口における雪の体制ということで質問しましたけれども、答弁をいただきました。

私が思うのは、以前から苦情の話の中では必ず出てくるのが雪寄せの量が多いという件です。どうしても交差点付近、それから、吹きだまりとか、立地条件によりまして過度な雪が置かれている住宅があります。それは、多分、交差点付近とか吹きだまりの場所、特殊的な環境にあるような場所だと思いますけれども、除雪というのは私の中では住民サービスの一つと捉えております。それが公費でなければならないという思いもございますけども、住民によっては全然置かれない場所もあると。場所によっては山ほど置く場所もある。それから、オペレーターによっては、上手なのか下手なのか分かりませんけれども、適当に置く場所もあれば、適当に処理をしていく業者もおりますという均等化がなされていないというのが第一の問題点だと思います。そこら辺に関してはどのように捉えてご判断しておるのか伺います。

議長（加藤彦次郎）

建設課長。

建設課長（児玉憲一）

お答えします。

今、議員おっしゃったとおり、地形だったり雪の降り方によって雪が多くなりやすい場所というのはどうしてもあるということは認識しております。そういった場合、苦情等ありましたら、現場のほうを見て、改善できる方法があれば改善してという対応は取っております。

また、オペレーターによって、除雪の仕方といいますか、そういったところの差というところのあることも認識しております。その都度、指導するなりして対応しておりまして、オペレーターの育成に努めているところでございますので、ご理解いただけたらと思います。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

私の意図するところは住民サービスの均等化というところで、それをどのように指導して今後考えていくかということだと思いますけれども、そこら辺の言葉がまだ聞き取れてないような気がします。

要は、私が思うのは、時期になって除雪がスタートする前に業者間で話し合いをしまして、マニュアル化しているのか、講習会をしているのか、それから、均一化になるような除雪は指導しているのか。まず、そこがあるかないかを伺います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

建設課長。

建設課長 （ 児玉憲一 ）

お答えします。

シーズン前には除雪会議というものを開いておりまして、除雪計画に出動の基準だったり除雪のルールというのをうたっております。その確認をするような形で、シーズンを迎えております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

11番。

11番 （ 荒谷要伸 ）

除雪の均一化というか基準、何センチになったら出動するとかではなくて、除雪する作業の形態というかマニュアルですね。雪を寄せていったときに、過度に置く、置かない。あまり、だって人道的に見ても、これは異常だよねと。それから、押していった先の住宅の前に過度に山のように置かれてるも見えますけれども、そういう場合はオペレーター任せという、今までの慣例があると思いますが、そこら辺は今後改善しなければならないというような私は思いがありますが、それはどのようにお考えでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

建設課長。

建設課長 （ 児玉憲一 ）

お答えします。

確かに、先ほど町長からも答弁ありましたが、特に、降って、積もって雪が緩んできたときというのは、通常除雪をしていきますと、大きな雪だるまといいますか、そういった固まりができやすくなって、間口で押さえるものがなくなるとそこに塊が置いていかれるというのが多々あります。そういったことにはならないように、その都度オペには注意して、置いていかないようにということでは指導しております。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

11番。

11番 （ 荒谷要伸 ）

分かりました。

その中で、置いていかないようにという答弁でしたけれども、その基準というのはありますか。高さとか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

建設課長。

建設課長 （ 児玉憲一 ）

特に何センチとかそういった基準というのは定めていませんけれども、現場を見て、これはどう見ても大変だなというときは、職員が行って対応したりしています。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

分かりました。ぜひ今後、そういうふうな均一化ということで、住民サービスの均一化ということで、ある程度の間口に置く雪というのは高さ制限、これをぜひ求めて、計画してみたらどうかなあと思います。

次にですけれども、2番、シルバー人材センターの作業ということで、大雪により手が回らない、そういうときにはどうしてるのかという質問ですけれども、今年も正月の3日、4日のあたりに大雪が降りまして、シルバーさんがなかなかこれない状態がありました。そのときちょうど年始ということで、1週間くらい実は遅れたんですね、月曜日まで。7日だったかな。それまでやっぱりお年寄りの方は大変だということで、私はちょっと手伝ってあげたんですけれども、近所にこういう方がいればできますが、手伝ってくれる方がいればできますが、何もいないで1人で孤独にいる方も結構いると思いますが、そういう方は、例えば、雪が降って足跡もないレベルで家から出れないという状態が何日も続くと、こういう場合に、例えば、自治共助でそういうふうな体制を取らなければいけないなと思っていますが、これからそのような体制を構築する必要があるかなあと思っています。その件はどのようにお考えでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

住民共助による地域づくり活動に絡んで、私のほうからお答えします。

この事業を令和4年度から実はスタートさせています。令和6年度では、10団体にご活用いただいております。そのうちの8団体からは、地域内の除雪に関してもご協力いただいている状況でございます。既にそういうところは、除雪で困っている方、シルバー人材センターだけに頼らず、地域の中で連携して雪の対策をしていただいている状況でございます。

この事業をもう少し分かりやすくしたらどうかというご意見もいただいておりますので、今年2月に深浜自治会の事例発表していただいた研修会も開催いたしました。うまく使っている自治会が増えてきておりますので、雪の問題だけではなくて、自主防災組織と兼ね合わせた形で、ぜひ、通年で自治会としての困り事を解決していただきたいということで事業としては既に始めておりますので、ぜひ、ご活用いただけるようにほかの自治会の皆さんにもご検討いただければありがたいと思っていますところです。

町の4月号の広報でもPRしたり、自治会長会議1年に1回開催している場でも説明させていただいておりますので、前向きにご検討いただける自治会が増えてくれることを期待しております。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番 (荒谷要伸)

そういえば深浜自治会でしたっけ、よくメディアに報道されますが、私が言っているのはそこら辺が同じようなところがあります。

そして、もう一つ付け加えれば、やっぱり今、地域で意外と小型の除雪機、ロータリーであったりとか、例えば、農家の方だったらトラクターの後ろについている排土板とか、いろんな機械を持って、現に深浜自治体以前に、自分で手助けしている方は随分おります。そういう方も、実はシルバー人材センターの中と同じ取組ということに私は認識しておりますが、そういう方は、これからすごく大切になると思います。それは、多分、私の中では、重機のオペレーター、今後、人手不足というか、なり手不足、多分続くのではないかなと思いますけれども、そういうふうな時期のために、今現に除雪をしている方、それは町からの委託を受けている方以外ですけれども、地域の助けとなっている方ですけれども、そういう方にも目を向けて、そういうときには少しお金が発生するんだよとか、いろんな面が実は可能性があると思いますが、そういうふうな取組も必要だと思います。

そしてまた、シルバーさんのほうにもそういうふうな機械を町から無償で貸し出したりとか、必要だったら補助金を使ってシルバーさんにそういう機械を購入してもらおうとか、そういうふうな面も私は必要だと思いますが、どうでしょうか、お考えは。

議長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長

では、私のほうから、住民共助による地域づくり活動のほうを先に説明させていただきますが、そちらのほうでは、町から補助金を支出させていただいております。世帯数に応じた定額の分と、除雪をする場合は別途加算、さらに自主防災組織を立ち上げている場合は別途加算ということで、活動内容に応じた補助金を町から支出させていただいております。その中では作業の人件費の支出は見てはいけないということにはしていますが、機械を貸していただいた方に借りた分のお金をお支払いするだとか、あとは、自分たちで機械を購入する場合は、十分な額ではありませんけれども、それを充てていただくということも可能にしています。あとは、スノーダンプとか除雪関係のもの、防災関係の必要なものを補助金の中でそろえていただくということも可能にしておりますので、自治会の中で十分ご検討いただいた上で、より地域に合ったお金の使い方をしていただければありがたいと思っています。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (近藤 洋)

お答えいたします。

町からはシルバーのほうへ機械の貸出し等を行っておりませんが、実際こ

のシルバーでの作業に当たりまして、単価につきましては、人力作業よりも機械での作業が倍になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

ぜひ、今の取組、啓発活動、アピールしてもっと使えるようにしてもらえたらよくなるのではないかなと思いますので、頑張ってください。

次に、空き家問題ということで、移ります。

今回、データベース化して空き家の実態を調べるということで、いいことだと思っておりますが、実は、それはそれですばらしいことですが、現に問題が起きていて、隣近所、地域で問題になってる空き家、多々見受けられます。それは、なぜか手つかずという状態が見受けられますけども、いや、隣のトタンが飛んできて危ないんだよとか、見た感じでぶらぶら下がっている軒下のトタン等も見受けられますが、それに対しては苦情がなければしない。ここら辺は、どのように、苦情がなければしないんでしょうか。そこら辺が私がいつも疑問に思っております。やっぱり巡回して、ここは危ないなど。その持ち主に対しては、ちょっと強めのお話をしたりとか、対策をしてくださいというのは、どのような段階で、どのような指導を何回かしているんでしょうか。お願いします。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 答えいたします。

空き家の巡回でございますが、職員が回っての空き家の巡回は、現在してございません。住民からの苦情もしくは情報提供があった場合に、現地に赴いて、その状態を確認し、必要があれば措置をしているという状況でございます。

実際そういった空き家の巡回等をして危険を回避することが求められるとは思いますが、現状、職員の数も限られた中での対応ということでご理解いただければありがたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

お話は分かりました。

対応が今後どうなるかという質問ですけれども、データベース化した後にも、やはり職員の数が足りないというふうなことで、なかなか前に進まない、対策が講じられないのがまた続くのではないかという疑問での質問です。

例えば、データベース化して、その危険度のランキングが評価されると思

いますが、それに対して強い強制力とかは考えているのでしょうか。今まで以上に。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。

行政指導という意味でお答えしたいと思います。

空き家に係る具体の事案に対しまして、行政が関与すべき事案と判断された場合、どのような根拠法令に基づいて措置を講ずるべきかという検討を必要とすることがあります。例えば、保安上、不適格建築物に対しては建築基準法に基づいた措置、または火災予防の観点からは消防法に基づく措置、あるいは立木等が道路などに倒壊するような場合は道路法に基づく措置、こういった様々な法律に基づいて対応が求められます。

ご質問の行政指導につきましては、管理不全空家または特定空家というものがございしますが、その後、実施する指導、助言または指導、勧告、命令というように状況に応じた行政指導があります。来年度実施する空き家全量調査後にデータベース化を行った後、対象となる空き家所有者に対し、そういった行政指導を行ってまいりたいと考えてございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

11番。

11番 （ 荒谷要伸 ）

管理不全空家が私の話をしている中に当てはまるのかなと思いますが、指導、助言、確認、命令、この中で、今までは勧告、命令を発動した事例というのは、大体でいいですけど、あるかなかったかということでお答えください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。

これまで管理不全空家、特定空家に認定してございませんので、そういった行政指導は行っておりません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

11番。

11番 （ 荒谷要伸 ）

分かりました。

例えば、なぜ、危険な空き家が倒壊寸前なのに、それまでしてなかったか、できなかったか、やっぱり個人の所有物と不動産という観点からなかなかそこまで踏み出せないというのが実情だと思います。ですけれども、やっぱり行政の力としては、住民の安心・安全を守るための担保物件としてはこのような勧告、命令は必要だと思いますが、例えば、私が特に気にしている

のは、やっぱり皆さんが思う森岳温泉にある——とか——あたりの大きな建物が、いざとなったときは、えらい問題が起きるような気がします。あそこを通行している車、それから、駐車している車に現に被害が出ています。それに対して、なぜ今まで放任しているのか。これは私はすごく疑問に思っていますが、それに対しては今後どのように指導していくのか。例えば、私の中では、ネットをかけるとか、せめてお金がかかるんであったらネットをかけるとか、そういうふうな対策はどうなんでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

荒谷議員、ただいまの発言で、特定しちゃっているんで、そこをどうかと思うんですが、削除するのであれば削除してください。

11番 （ 荒谷要伸 ）

ただいまの発言の——と——のところは、削除お願いいたします。それを抜いて特定の店舗ということでの話で進めたいと思いますが、その答弁よろしくお願いいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。

店舗、空き家等にかかわらず、危険な状態に及んだ場合は、条例に基づきその危険を回避することができるというふうになってございますので、行政といたしましては、そういったものに対しまして、飛散防止などの措置、原則といたしましては所有者が行うことになってございますが、所有者が行えない場合などは、危険を防止する措置を行政が行う場合もございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

11番。

11番 （ 荒谷要伸 ）

行う場合がありますってありますが、何か限界が来ているような状態ですので、いち早く行うべきだと思いますので、そこら辺の考え方、進めてもらえたらと思います。

次に、空き家というのは自然と地域の中心から発生しております。昔、地域が繁栄して、そこで代の古い家が多かったということも表れだと思いますが、その空洞の中で空き家が出てきますと、すごく見栄えが悪いというか、そういうふうな状態が続いております。昨今、またそれが急激に加速しているような気配を感じておりますが、これから、そういうふうな空き家に対して、私の中では、地域の中での空洞化という観点から見ていきましても、非常にスタイル的にも悪いので、自治会と協力し合って、空き家になる前、例えば、ここの独り暮らしの方が今後、私が病院に入った場合、その空き家は将来的にどうするのか。計画ですね。個人の計画。解体するのか、子供に移譲するのか。例えば売却するのか、そういうふうなアンケートというか、ヒアリングというか、そういうのをある程度取得しておいて、次の段階につな

げたらどうかなと思いますが、そこら辺の考えはどうでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 答えいたします。

空き家の利活用も含めまして、そういった住民に対するアンケートなどにつきましては、今のところは考えてはございませんけれども、今後、必要に応じてそういったことも必要であればやらなければいけないというふうに考えております。

例を申しますと、下岩川の地域づくり協議会などでは、事前に集落で空き家を調査し、そういった利活用できる空き家または危険な空き家等を自治会単位で回っている先進的な事例もございますので、そういった自治会にはぜひとも応援してまいりたいと思いますし、そういったアンケート調査も必要であれば考えていきたいと考えております。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

空き家になってからの調査ではなく、空き家になる前に未然に防止するために、元気な方が1人で住んでいた場合に、今後、後継ぎがいるのか、後継ぎがいるのか、その前にアンケートを取っておく、これが私は予防策としては非常に効力を発揮するような気がします。その捉え方ということで再度お聞きします。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 空き家の利活用という立場から、私のほうから答えさせていただきます。

空き家バンクを町で運営している中で、これまで、自分たちがいつをもって引っ越しをするので、ここのうちを空き家バンクに登録したいというご相談が数件ありました。そういう場合は、退去される日にちが事前に分かっているのであれば、それを前提として空き家バンクへの登録をご検討いただくことは可能です。その事例については、うまくご成約いただいて、相手から間もなく新しい方にバトンを渡したと、引き継いでいただいたという経緯もございますので、自治会として間に入って確認していただくというのは、やはり個人の財産の取扱いもありますので、かなり難しい部分もあるのかなと思いますが、相続されるご家族の方が事前にご検討されて、その結果、利活用を希望されるのであれば、次の方へ引き継ぐこともご検討いただくのであれば、空き家バンクへの登録をしていただくというのも一つの手かなというふうに考えております。有効にご活用いただければありがたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番 (荒谷要伸)

分かりました。

私の質問は以上で終わります。

議長 (加藤彦次郎)

11番、荒谷要伸議員の一般質問を終わります。

次に、10番、清水欣也議員の発言を許します。10番、清水議員。

10番 (清水欣也)

おはようございます。

今日の私の質問は、三種町の介護事業における問題とか諸課題についてでございます。

介護保険制度が出発してから25年が経過いたしました。それ以来、数回にわたって関係法の改正が行われてきたわけですが、この間、介護事業の実施に関連して様々な問題が起こってまいりました。また、最近のリサーチ機関の調査によりますと、全国的に介護事業所の倒産、それから、休業、解散、そのような介護事業から撤退するケースが非常に多くなってきました。さらに、これらの事情を反映したいわゆる介護難民問題、それから、人口の高齢化に起因する2025年問題というのが、いろいろ深刻化してまいりました。三種町を取り巻く介護事業も、決して穏やかなものではないというふうに認識をしております。

このような状況の中で、私たちはこの地域の介護事業における問題意識を共有するとともに、介護サービス利用者の声に応えるために、私たちや保険者である町が何ができるのか、どんなことに取り組むべきかということに真剣にこれから議論をしていかなければならない時代に入ったのではないかと、そういうのが今回の質問の趣旨であります。

そこで、三種町の介護事業に関する諸課題について、次のことを質問いたします。

一つは、これまで述べてきた問題を含めて、現在、三種町には、介護保険事業や介護予防事業、さらには、それらの事業の推進体制においてどのような課題や問題があると町は認識しているのかということです。

2つ目は、国は、平成27年、それ以降もいろんな法改正によって、それまでの施設介護から在宅介護重視へと大きくかじを切ったわけでありまして。入院から在宅へ、医療から介護へ、そして、介護は、地域やボランティアという保険者負担の抑制のための公的サービスからの脱却を目指したわけでありまして。

また、この9期の介護保険事業計画の作成に当たっても、この9期の計画というのは今実行されているんですけれども、この計画の作成に当たっても、国は、在宅サービスの充実ということのポイントとせよと、こういう方針を打ち出しております。そして、我が町もその計画において、国の方針と整合性を取ったと、そういう計画にしたと、そういうふうにしております。

そこで質問ですが、これらの方針に基づいて、町はどのような事業に力を入れてきたのか。在宅介護支援事業にですね。どのように力を入れてきたのか。また、これからはどうするつもりなのか。そして、その事業にこれまでどのような実績を得たと、そういうふうに評価しているのか。言わば、在宅支援事業を所管する町の認識の程度をお伺いしたいということでもあります。

それから、3つ目は、令和5年、おととしの11月に在宅介護実態調査というのを実施いたしました。その結果、今後の在宅介護施策を展開していく上で、何がその調査の結果明らかになったのかということでございます。

最後の質問は、特養に関する質問であります。一時期、特別養護老人ホームの入所の待機問題が取り上げられたことがございます。どうしたことかその後、この問題が公式の場で具体的に取り上げられることがなくなってしまった。しかし、今でも特養の空室を待つ家族がいっぱいいらっしゃいます。

そこで質問ですけど、町は介護保険者として、懸案の待機問題の解決、改善に向けた施策を検討する考えはないのかというのが、最後の質問であります。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

10番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、10番、清水欣也議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本町の介護事業の推進における課題や問題についてでございますが、ご承知のとおり2025年問題は、団塊の世代が後期高齢者の75歳に達することにより、社会の構造や社会保障費の急増などへの大きな影響のほか、介護サービスのニーズが高まる一方で、深刻な介護人材の不足に陥ると言われているものでございます。

本町では、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の期間に、第1号被保険者数及び要介護認定者数ともにピークを迎え、以降、緩やかに減少していることから、団塊の世代が75歳に達することでの影響は少ないものと見込んでおります。

しかしながら、令和5年1月に現行の第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、特別養護老人ホームやグループホーム、ショートステイなど町内の介護保険事業所を対象として実施したアンケート調査では、令和3年度決算が、「やや赤字」または「大幅な赤字」とした事業所が60.4%を占め、令和4年度決算見込みでは、「やや赤字」または「大幅な赤字」が70.8%とさらに上昇している状況になっております。

また、介護職員の過不足の状況では、「大いに不足している」または「不足している」「やや不足している」と回答した事業所が46.8%と、約半数の事業所が介護職員の確保に苦慮している状況になっております。

要介護認定者数は減少に転じているものの、介護サービスを利用する方は一定の水準で推移していくものと見込まれ、介護サービスを提供する事業所の経営悪化や介護職の人材不足、高齢化が、今後、介護保険事業を推進していく上で深刻な問題となってきたと認識しております。

また、本町の高齢者人口は、緩やかに減少していくものと推計されておりますが、介護保険制度を支える生産年齢人口はそれを上回る勢いで減少していることや、高齢化による認知症高齢者の増加や介護サービスの多様化に伴い、介護給付費の増額も懸念されるところでございます。

次に、在宅サービスの充実とその実績への評価についてでございますが、本町では、訪問介護や通所介護、ショートステイ、福祉用具貸与など、適正な在宅サービスの提供が図られるよう、事業者へ介護サービスの内容などに関して、法令や基準等の適合状況を確認し、必要な助言や指導を行ってきたほか、質の高いサービスが提供されるよう、事業者への情報提供や質的向上のための研修機会を設けるとともに、事業者からの問合せや相談等に随時対応してきております。

また、福祉課及び地域包括支援センターにおいては、利用者からの苦情や相談を円滑に受け付ける体制を整備しているほか、広報やパンフレットなどを活用し、介護サービスの利用方法や事業者の選択方法など、住民に分かりやすい情報提供に努めてきたところでございます。

現在、本町では、要介護認定者のうち75%の方が何らかの介護サービスを利用している状況にございますが、こうした取組により、現時点におきまして、介護サービスを必要とする高齢者の皆様へ適切なサービスを提供できる体制が確保できていると考えております。

一方、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業として、認知症予防教室や転倒予防教室などを実施しているほか、地域住民が主体となって取り組む介護予防サロンの立ち上げや運営を支援しております。

また、要介護状態になっても地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療、介護連携の取組の強化のため、多職種連携研修会の開催などにより、医療、介護関係者が連携・協働できる体制づくりに努めております。

これらの取組を、アンケート調査や効果判定を行いながら、今後も継続して実施していくことにより、要介護・要支援認定率の低下や介護給付費の抑制が図られるとともに、在宅医療・介護を一体的に提供する連携体制の構築が推進されるものと考えております。

次に、在宅介護実態調査の結果についてでございますが、この調査は、新たな介護保険事業計画策定の基礎資料として計画策定の前年度に実施しているものであり、町内在住の方のうち在宅の要支援・要介護認定者の家族を対象として、在宅生活を送る要介護認定者の在宅生活の継続や、介護者の就労継続に有効な介護サービスの在り方を検討するためのものでございます。

調査の結果といたしましては、主な介護者は60歳以上が7割を占め、介護者自身も高齢化してきております。女性の介護者が7割と多く、介護の頻度は、ほぼ毎日が3割でございます。

本人の傷病は、認知症が最も多く、次いで、眼科、耳鼻科疾患、心疾患、脳血管疾患となっております。

介護者が不安に感じる介護等は、認知症状への対応や外出の付添い、送迎、入浴、夜間の排せつなどが多く、在宅生活の継続に必要と思われるサービスは、外出同行や移送サービスなど外出の支援に係るサービスが多く求められている状況でございます。

以上のことから、認知症などへの相談支援体制の強化や外出支援の充実のための体制づくりなど、高齢化が進む介護者の不安解消や負担軽減を図るための取組が必要であると考えております。

次に、特別養護老人ホームの待機問題についてでございますが、現在、本町には特別養護老人ホームが3施設ございますが、県内町村の中でも美郷町、羽後町と並んで最も多い施設数となっております。

また、定員数につきましても、3施設合計で234人と、能代市が268人でございますので、市並みの定員数を有しております。

以前はどの施設も90人を超える待機者がおりましたが、現在は、それぞれ30人から50人ほどと減少してきており、待機している高齢者のほとんどは、ショートステイなどほかの介護サービスを利用しながら待機している状況でございます。

町内の3施設全てにおいて待機者が減少してきており、徐々に待機問題が改善されつつあることや、今後の高齢者数の減少などを踏まえ、現段階では待機問題の改善に向けた方策は検討しておりませんが、引き続き待機者の推移やショートステイの利用者数など状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

10番の再質問を許します。10番。

10番（清水欣也）

今日の私の質問の視点というのは、大きく言って2つです。それは、三種町の介護は、この利用者の需要と供給のバランスが取れていると考えているかどうかということ。それから、いわゆる今度いろいろ想定される介護難民に対する取組がちゃんとできているのだろうかという、これの質問が一つ。これが大きな一つ。もう一つは、そのときのために、在宅居宅介護にこれから一生懸命力を入れていかなければならないというか、いかに得ないときが来ると。そのときのために、しっかりと在宅介護支援にシフトした対策を立てるべきだと。これが2つ目の大きな質問の骨組みであります。

それで1つ目のことを申し上げますと、全国的に今介護施設の経営が非常

に厳しい状況にあると、そういうふうに言われております。東京リサーチの調査によりますと、2024年、去年ですな。倒産が172件。これは2010年以降最多だそうです。それから、休廃業、解散が612件。これも2012年以降最多だそうです。それで、これら倒産、休廃業、解散の中で最も多いのが、訪問介護事業の倒産、休廃業、解散だそうです。休廃業、解散に至っては448件もいるんだそうです。

それから、人手不足。これはもう既に皆さん、介護施設の交渉の結果、実感していると思いますけれども、非常に大変な状況にある。全国では有効求人倍率が1.5倍というところもあるんだそうですね。我が能代山本では、これはおとしの11月の調査ですけど、ちょっと古いんですけど、平均で1.8倍に対して介護が4.5倍ぐらいですか。そういうふうな状況になっている。人手不足も大変な状況である。

それから、一方、この75歳以上の人口、高齢者の推移、緩やかに下降線をたどっているという話をしましたが、確かに65歳以上はそのような傾向にありますけれども、75歳以上の人口というのは、毎年10年間、3,800人から3,900人の間で75歳以上の人口が我が町にはいるわけがあります。この65歳以上の人口の総体に占める75歳以上の割合というのは5割以上、54%から56%の状態だと。むしろこの4年間は上向いているわけですよ。つまり、高齢者がいっぱいこれから増えると。対して、介護施設は何か危ない状況にある。これで大丈夫だろうか。そういうような考えに至ったわけがあります。

今町長の答弁では、今は利用者の需要には応えられる状況にあると、こういうようなお考えでしたけれども、実際にそうなのでしょうか。それをもう一度お聞かせください。

それから2つ目。

議長（加藤彦次郎）

一問一答でお願いします。

福祉課長。

福祉課長（近藤 洋）

お答えいたします。

町長の答弁でも申し上げましたが、現在町内には3つの特別養護老人ホームがございまして、県内の町村では施設数、定員数ともに最も多く、充実したものとなっております。

待機者数につきましては、それぞれ30人から50人ほどと以前よりも大分減少してきておりまして、待機者の多くが重複して申込みをされていることから、県で取りまとめた令和6年4月1日現在の本町の入所申込者の実人数は46人でございまして、そのほとんどの方がショートステイなど、ほかの介護サービスを利用しながら空きが出るのを待っている状況でございます。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長。ちょっと質問が違うので、一旦座ってください。

10番、もう一度、質問をお願いします。

10番 (清水欣也)

特養の話を私は聞いてるんです。特養の話は最後にしますから。特養とかいろんな介護施設いっぱいありますね。老健施設であれ。そういうものの、ショートステイもある、いろんな事業があるんですけども、その事業がですね、その供給側、一方、我々利用したい側、これが需要、供給とちゃんと成り立っているんだらうか、マッチしてるんだらうかと、そういう心配が今ありますけれども、町長は、そういうふうに町の状況を考えているのかどうか、改めて、改めてお聞きしたいという質問であつたわけです。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (近藤 洋)

お答えいたします。

介護サービスの需要と供給のバランスについてでございますけれども、現行の第9期介護保険事業計画におきまして、令和6年度から3年間の介護サービスの計画値をお出ししております。この計画値につきましては、第8期計画における各年度の実績値の推移や今後の要介護認定者数及び介護ニーズの推計などを踏まえて算出したものでございます。

この計画値に対して、今年度の訪問介護やデイサービス、ショートステイなど在宅サービスに係る介護給付費の見込みは、計画値を2.6%下回っているものの、おおむね計画どおりに介護サービスを必要とする方へ必要なサービスが提供されていると判断しておりまして、需要と供給のバランスは取れていると考えているところでございます。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

需給バランスは取れているという認識をしているという、皆さんそう考えているということは分かりました。

それでは、ちょっと具体的な話に入っていきます。在宅介護支援のことについて具体的な話に入っていきましょう。

今、在宅介護支援慰労金というのがありますよね。1人当たり年間4万円とか10万円とか言っていますけれども、私はこの介護、先ほども言いましたように、これからは在宅介護支援というこのことが非常に大事になってくると考えてるわけです。だんだんだんだん今需給バランスが私は崩れてくると、そう見てるわけ。それで、在宅支援にいっぱいこれから力を入れていくべきだという考えですが、そこで、この在宅支援の介護者・支援者に対する慰労金というものの、これはね、私は何倍も倍増も3倍増もするべきだと。この今の慰労金というのは、介護保険を使わないで、家族でその高齢者を世

話をしている。その人に対して慰労金を差し上げるという制度なんですけど、今、たった1人しかいない。それも、年間4万円ですか。という話でした。これでは在宅介護支援とは言えない。

いろいろ在宅支援介護策にもいっぱい対策がありますがけれども、まずは私はこの一つ、今回を提案したいと思います。何回も言いますがけれども、家族だけで介護保険を使わないで世話をしている介護度4・5のこの家族には、慰労金をもっともっと差し上げていいんじゃないか。なぜかという、介護保険を利用しないんですから、町の負担はかからないわけですよ。その分を一生懸命頑張っているこの家族に慰労金で差し上げたほうが、町の財源は新たにかからないわけですから、その分を私は増やすべきだと。今の金額に足すべきだと。そういう考え方なんですよ。

今、介護保険というのは、かかった金から個人負担分を引いた残りの半分が保険料で賄われる。あとの残った50%は国・県・町で負担することになっています。町の負担割合は12.5%です。その12.5%分を、一生懸命頑張っているこの家族に私は支給すべきだと。そうすると、新たに町は財源が必要ないんですから、どうせかかるものをこちらに移すんですから、そういう提案をしたいと思います。

ここで、ちょっと、これに関する私の体験の事例を申し上げます。8年にわたって寝たきりの姑さんを世話をした嫁さんの話であります。どうしてそうやって頑張れるのかと聞いたら、こういう話でした。自分が働いて、嫁さんが働いて、おばあさんを介護施設に入れた場合の経済的な負担と、自分が仕事をしないで朝から晩までおばあさんを世話したのとどちらのほうの負担が少ないか。そうしたら後者だったわけですよ。それで私は働くのをやめて、8年間、姑さんの下の世話をしながら8年間頑張った。この人には保険は使わないわけですよ。こういう人に、在宅介護というものを進めるのであれば、こういう人たちのために私は手を差し伸べたほうがいいんじゃないかと、そういう話でありますけれども、この慰労金の額を増やすということについて、町長は考えはございませんでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長。

福祉課長（近藤 洋）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この家族介護慰労金支給事業につきましては、要介護4または5の方を在宅で介護している家族が対象でございまして、要介護者が1年間介護サービスを利用しなかったとき、慰労金として10万円が支給されるものでございます。令和3年度から継続して1名の対象者に支給を行っているところでございます。

本事業につきましては、能代市、八峰町では実施しておらず、藤里町では、制度自体をあるものの、近年の支給実績はないとのことでございまして、近隣市町村の実施状況や支給対象者の推移等を勘案しながら、今後、慎

重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

1年に10万円ですよ。1年に1万円もかからないんだから、今の状況は。これではね、頑張るつもりにはなりませんよ。やっぱりね、いや、それはね、基本的には自分の家族のことは自分で決めろと言えばそれまでだかもしれないけれども、今の介護保険というものをしかれた以上、そっちのほうも同時に考えていかないと私は不公平だと私はそういうふうに思うんです。今私が言った公費負担の12.5%をこちらに振り向けたらどうなりますか。30万円も40万円もなりますよ。その分何も町が新たな負担が必要でないんですから。10万円もらうのと40万円か50万円もらうのと、住民の人たちはどういうふうに捉えるんでしょうね。もう一度町長にお伺いいたします。在宅介護支援を続けるのであれば、私はこういうものに着目をすべきだと思いますけれども、町長の考えをお聞かせください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

すいません、私の勉強不足の部分もありますので、そのあたりは担当課としっかりと相談して方向を決めさせていただければなと思っております。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

ぜひ検討してください。恐らくね、50万も60万ももらえるのであれば、私は最初からおばあさんを施設に入れたくなかったという人がいっぱいいるんですよ。恐らくそうなると、頑張って、うちでおばあさんを見る、そういう人が現れてくると思いますよ。ぜひ検討してください。

それから、もう一つ、特養の話ですけども、今、昔90人もいたというんですが、今30人が少なくなったからいいべというような話なわけです。とんでもない話です。何で30人になったかっていうのは、老健施設もショートステイも、みんな特養化しちゃってるんですよ。介護度4も5も特養に入れないものだから、一旦ショートステイや老健に入ると、あと何年もそこにいちゃう。本来はこれ3か月でしょう。長くて半年なんですよ。ところが、今、特養に入るので、もうちょっと申し込んでいるので、もうちょっとまだいっぱいなのでまだ入れない。もうちょっと待ってみます。次のもうちょっと、もうちょっと、だんだんもうちょっともうちょっとって3年も4年も5年もいる。それが常態化しているんですよ。老健も施設も、それか

ら、ショートステイも。だから、特養が減ったんですよ。

その結果どうなるかという、こっちのほうの新たな中程度の入所希望者が圧迫されるということなんです。そういう現象が今起きている。

ところが、一旦入ってしまえば、おめ出ていけとは言われなわけですね。やっぱりそうやってずらずらといくわけですよ。

私、これ駄目だから何とかへってとも言われなんだけど、そういうことで、特養というのがだんだん下がってるといのが、それが実態なんですよ。何にも下がってないんじゃないのよ。その分無理無理してこっちに押し込めたからそういう結果になっている。ということで、私は、実際の特養の入所待機者というのは何にも変わっていない、そういうことでございます。だから、私はここで、もう一度考えるべきだと、そういう話であります。

もう一つ言いますね。今、介護施設には在宅復帰加算という介護報酬がみんな受けているんですよ。各施設は。この加算というのはどういう性格かというと、例えば老健では、訓練をして在宅に帰しなさいという。これは老健の目的ですからね。そういうことを一生懸命頑張れということで、この介護報酬にはこの加算がついている。ところが、その加算をもらいながら、どこまでもこうやっていくわけだ。そういうことがあるので、これはどうかと私は思います。だから、そういうことを解消するためにも、解消するためにも、私は、特養施設の増床を私は考えるべきだと、そういうことでございます。町長、もう一度これに対するご答弁をお願いいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 近藤 洋 ）

お答えいたします。

特別養護老人ホームの待機者数につきましては、以前よりも減少しており、町民の方の利用が増加してきている状況でございます。

また、今後の高齢者数の減少などを勘案しますと、現段階で新たな特別養護老人ホームの建設、増床などは検討しておりませんが、引き続き、ショートステイやグループホームなども含め、入所待機者の推移や町民の方の利用状況などを注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

次の質問に入ります。最後の質問であります。

いずれ、いずれですね、この介護施設の運営というのは、私は経営というのは、ますます厳しくなっていくんじゃないかと、そういうふうに心配しております。そうになっていくと。一方、介護の事業というのは、逆にまた増えていく。そうするとどうなるんだろうか。

それで質問なんですけど、町長、仮定の話だからと言われるかもしれませ

んが、こういうふうな経営が厳しくなって、介護施設の撤退とか解散とかいろんなものが出てきた場合に、町でどう対応するかという根本的な問題なんです。これは、介護の施設の経営は、それは商売だから、それはその人たちの問題だべというかもしれませんが、違うんですね。介護施設の政策というのは、介護施設がなければ成り立っていないわけですよ。この施設があるから介護保険が成り立っているわけです。そういう基本的な問題があるんです。それに対して、町は、あなた方の問題だから俺は知らないと私は言えない。

そこで基本的な考え方をお聞かせしたいと思うんですけども、これから、経営の厳しい施設が出てきた場合に、町でこれを支援するという基本的考えを持つべきだと私は思いますけれども、町長はどう考えますか。これが最後の質問であります。非常に大事な話です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

いずれ将来の話であって、なかなか難しいところではあると思います。ただ、これまでそういった福祉施設関係は町でいろんな相談を受けた上で対応してきた経緯もあると思います。

今後、そういった施設が、経営も含めてですけれども、建物の老朽化であったりそういった問題様々起こると思われま。そういったときには、まずはその施設の状況、それから、そのときにおける町の介護施設の必要数、病床数というか施設数含めてしっかりと検討した上で対応していかなければいけないなと思っております。

いずれにしても、利用者が不足している、いずれ介護職の方々が不足している中で、介護施設の運営もなかなか大変になってくるのは十分承知しておりますので、今後、そのときの状況に応じた対応は当然必要になってくると思います。そういったところも含めて、今後そういった経営者と担当課としっかりと情報を共有しながら、今後の施設の在り方だったり、町の対応を検討していきたいなど、このように考えているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

結論として、最後です。施設が撤退したり、そっちのほうが多くなってくると、逆に、当然のことですけれども、在宅介護支援の重要性が増してくるわけですから、ぜひそのあたりも念頭に入れながら、ひとつ在宅支援に関する支援に関して頑張っていただきたいと、そう思います。

以上終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番、清水欣也議員の一般質問を終わります。

次に、12番、三村 眞議員の発言を許します。12番、三村議員。

12番 (三村 眞)

12番、三村 眞です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回のテーマは、三種町こども家庭センターの評価と今後についてであります。ご答弁よろしく願いいたします。

町長が掲げる公約の一つとして、子育て支援の充実があります。改めて言いますと、大きな内容としては、高校生までの医療費の無料化、小中学生の給食費の無料化、そして、今回は保育料の無料化も提案され、そのほかの内容でも、どんなに小さな声でも拾い上げ、県内の自治体と比べますと前進しているものと実感しております。また、ほかの議会を傍聴しに行きますと、本町の子育て支援を例に挙げ、一般質問をされている若手の議員を数名見てきました。本町を取り上げてもらえることは非常にうれしく思っております。

私は、子供を産み育てた経験はありませんが、子供は地域の宝と言われるように、また、子供が少ない時代だからこそ、町全体で支えていかなければならないと思っております。安心して子供を産み、育てることができるように、よりよい環境を整えること、子育て世代のニーズを把握すること、たとえば学業や仕事のために一度本町を離れても、子供たちが将来大人になったとき、また三種町に戻り生活したいと思ってもらえるよう継続して対応していく姿勢は、非常に大切なことと感じております。

私自身、この3年間、できる範囲内で、数回に分けながらも子育て支援について取り上げさせていただきました。その都度、当局の皆さんにご理解をいただきながら、小さなことでも形になったものはあります。同じ内容であっても、形を変えながら、諦めないで言い続けていかなければ、よくも悪くも現状維持で終わってしまいます。また、町長が子育て支援に力を入れている以上は、前に進まないとなりません。

その中の一つである令和6年4月1日の三種町こども家庭センターの設置です。国では、児童福祉法の改正により、設置が市町村に対して努力義務化となりました。以前も一般質問で取り上げましたが、開設から間もなく1年が経過します。母子保健、児童福祉分野が一元化した上で、ほかの行政機関と連携を取りながら、機能強化を図っていることと思います。そこで、業務を通しての評価、利用してくださる方々への効果、今後の在り方等を含めて、以下3つについて伺いいたします。

1つ目、主管する母子保健、児童福祉、それぞれの分野での進展、こども家庭センター全体としての評価と効果はどうか。

2つ目、昨年12月の定例会において、いじめ、不登校についての一般質問がありましたが、学校、教育委員会における対応の説明はあったものの、町長部局としての関わりはあるのかどうか。

3つ目、現在、健康推進課に子育て世代支援係、福祉課にはこども福祉係が設置されておりますが、事業や制度的なすみ分けはどのようなになっている

のか。

以上３点について、壇上での質問は終わります。

ご答弁よろしくお願いいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

１２番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、１２番、三村 眞議員のご質問にお答えいたします。

初めに、こども家庭センターの評価と効果についてでございますが、同センターにつきましては、母子保健と児童福祉、双方の一体的運営による相談支援体制の強化が設置目的として掲げられており、令和４年に子育て交流施設を開設した時点で、国の趣旨に沿った体制整備が既に図られていたと考えております。

そのため、母子保健、児童福祉分野における進展につきましては、同センターの設置前と設置後と比較した場合、運営方針や事業内容において大きな変化はないと捉えております。

また、同センターの設置による効果につきましては、各種事項における客観的なデータの比較及びそれに伴う効果検証は、単年スパンではなく、一定期間の積み重ねによって今後見えてくるものと考えております。

次に、いじめ、不登校への町長部局としての関わりについてでございますが、こども家庭センターが所管する要保護・要支援児童の定義には、いじめ、不登校は含まれておりませんが、重大事態などのいじめは問題行動という認識の下で、学校、教育委員会、児童相談所等関係機関と連携しながら関わっていくものと考えております。

不登校に関しましては、子供の意思に反して保護者が登校させない、あるいはヤングケアラーの状態によって登校できないケースは、児童虐待として捉え、関係機関と連携した対応を行うことが想定されます。

次に、健康推進課子育て世代支援係と、福祉課こども福祉係における役割区分につきましては、子育て世代支援係が、母子保健、児童福祉部門の連携を図り、それによって虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない相談支援を行うのに対し、こども福祉係は、就学前の子供の教育・保育に関することや、放課後児童クラブの運営、児童手当や児童扶養手当の支給に関することなどの行政サービスを担当しているものでございます。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

１２番の再質問を許します。１２番。

１２番 （ 三村 眞 ）

今町長から答弁いただきまして、まず、設問１について再質問いたします。

おっしゃるとおりだなと思います。やっぱり評価や効果というものは、単年度のスパンではできないものなのかなあというものは私も改めてそう思っています。ですが、一般質問で私が取り上げた以上は、もうすぐ1年になりますので、どういうものかということも含めて質問させてもらいました。ですので、こちらの再質問というのはあまり掘り下げないようにしたいと思っています。

まず1つ目に行きたいと思います。子育て短期支援事業、子育て世代訪問支援事業、医療相談アプリ、この3つのことがあるかと私は思っていますが、それぞれの利用実績、そして、利用状況を、まず分かる範囲で教えてください。

議長（加藤彦次郎）
健康推進課長。

健康推進課長（小松 仁）
お答えいたします。

子育て短期支援事業及び子育て世帯訪問支援事業につきましては、これは6年度からスタートした事業でございますが、今のところ利用実績はございません。

また、医療相談アプリにつきましては、2月末時点になりますが、約100名の登録状況となっております。

議長（加藤彦次郎）
12番。

12番（三村 眞）
まず、医療相談アプリに関してですが、私の記憶では500件まで登録が可能というふうに捉えております。今の数字からいきますと100件程度だと思いますが、ということは、数字から見ていきますと、やはりまだまだ周知されていない部分があるのかなあと思っています。なかなか使ってもらえる状況までつくりていないのかなと思っています。そういうことも含めて、課長、どう考えていますか。

議長（加藤彦次郎）
健康推進課長。

健康推進課長（小松 仁）
お答えいたします。

ご質問のとおり、医療相談アプリの最少アカウント数は500世帯となっております。これは小学生までの児童がいる約500世帯を対象としておりますけれども、町として、主たる利用者、登録の中心としましては、妊産婦及び乳幼児世帯を考えてございます。

今後も、妊娠届出時、あとは乳幼児健診の機会に周知を図っていきたいと考えておりますので、登録利用の増加をこの場で周知を強く図っていききたいというふうに考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番 (三村 眞)

今、課長からそのように言っていただきましたので、引き続き周知して、幾らでも使ってもらえる良さをお伝えしていただければいいなと思っております。そのところはよろしく願いいたします。

次に行きます。予算化された事業以外の拡充や強化は行われているんでしょうかということなのですが、今後、新規の事業として考えていることがありましたらお伝えください。

議長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 答えいたします。

まず、母子保健分野になりますけれども、6年度からの新しい事業ということで、大きな予算は伴っておりませんが、助産師を講師として産前の妊婦を対象とした母親学級を年4回開催してございます。この機会としましては、7か月児健診に要予約ということになりますけれども、これらを開催してものは6年度からスタートしてございます。

また、こども家庭センターとは異なるものになりますけれども、未就学児を対象とした子育て支援センター、これらの利用促進を図るという観点で、新年度7年度からは、利用ポイント制度、これはまだ名称が確定しておりませんが、こうしたものをスタートさせていきたいというふうに考えてございます。

議長 (加藤彦次郎)

12番。

12番 (三村 眞)

今の答弁の中で、ちょっと興味があった部分なのですが、そのポイント制をつけるということの利点とか、今後どういうふうな方向性で持っていくかということ、分かる範囲でいいですので教えてください。

議長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 答えいたします。

先ほどの内容と若干重複しますが、未就学児を対象とした子育て支援センターを利用する、そこで一定のポイントを付与すると。貯まったポイントで三種町の共通商品券をプレゼントしたいというふうに考えてございます。

狙いとしては、ご承知のとおり三種町には子育てサークルというものはありません。大きな自治体に行けば複数の子育てサークル、主にお母さんたちの交流の機会というのがございますが、三種町にはそういったサークルはありません。みっしゅがそういった役割を果たしているという

ふうに考えてございます。要は、お母さんたちの孤立感、そういったものを、交流の場、相談という部分ではないんですけれども、同じような子育てをしているお母さんたちの交流を図っていくということで孤立感の解消につながるというものも大きなものと考えてございます。ご承知のとおり年間の出生数40人前後、今なかなか50人までは届かないのかなというところが現実でございますので、三種町単独ではそういった一定数の交流者が集えないということもありますので、これらを、町外からの利用者にも三種町に来ていただいて、商品券を通じて商店であつたり飲食店で使っていただくというアピールの機会にもつながるというふうに考えたものでございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

詳細のほうは理解しました。ポイントがあることで、この町に少しでも還元できるものがあるのであれば、ちょっと1回やってみて、効果というものはまたこれから出てくると思いますので、またその件に関しては改めて質問してみたいと思います。

次に行きます。これは以前一般質問でもお伺いした記憶がありますが、もう一度聞いてみたいと思います。

町内にも助産師として活躍され事業所を開いている方もいるということは皆さんご存じだと思うんですが、まず三種町の状況を見ても専門職ということの配置で質問したときに、その都度の状況を見てということだったんですが、まず、助産師の件について、足りているのかどうか、そういう状況も含めて教えてください。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

助産師の必要性ということで今ご質問あったと思いますけれども、助産師として特に一番利用したい、相談する機会というのがメインになってくるのかなと思いますけれども、まず、医療機関で行われている妊産婦健診、回数的には、出産前で17回、産後につきましては、母乳育児相談というものが最大で3回、まず活用できるということになってございます。母乳育児相談につきましては、利用状況が最大3回ということの利用回数があるんですけれども、なかなか3回全て使うという方はほとんど、ゼロではないんですけども、限りなく少ないというような状況でございます。

要因としましては、先ほど説明の中でも出ましたけれども、母親学級の開催あるいは通常時から相談業務、まずはみっしゅに行けば相談ができるんだというような効果の表れだと考えております。

特に助産師の配置、これを例えば職員配置にするとかになるということであれば、人事に関しては最終的に町長が判断するということになると思います。

すけれども、担当課、健康推進課として、これまで、みっしゅの配置については、保育士であったり保健師の安定的な配置、それに加えて、6年度からは、保健センターになりますけれども、管理栄養士の配置を、担当課、最前線の現場といいますか、職員から必要なこういった職員の配置を要望したいということで私に上がってきたものを、本当にこの職種が必要だということを私のほうから町長のほうに伝えまして配置をお願いした経緯がございます。

ただ、助産師につきましては、職員配置が無増減に可能であれば、いないよりはいたほうがいいということは十分なんですけれども、自治体規模を考えますと、他にも、一般職も含めまして少ない職員の中で最大限活用するというものの中には、職種としまして女性助産師の配置については現状として検討したこともございません。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

分かりました。まず管理栄養士に関しては、いいなと思いましたので、感心して見ていきたいと思います。

あと助産師の件ですが、おっしゃったこと、分かりました。ですが、もう1点、それに関連してお伺いしたいんですが、以前、たしか質問あったと思うんですけれども、民間の事業所と連携して、我が町も母子保健等について事業を進めていくということは可能かどうかということ、考えているかどうか、そこをもう一度、念を押して教えてください。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

健康推進課長、答弁してください。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

結論から申し上げますと、外部助産師に、先ほどの話にもありましたけれども、そちらのほうに中心に申し上げますと、結論的にきますと、事業の拡充は現状考えてはございません。

訪問や相談に関しましては、先ほど申し上げた医療機関を含めて現状の体制で十分対応できるというふうに考えてございます。

また、こども家庭センターの趣旨の一つでございます伴走型支援という点がございします。産前・産後だけではなく、長期的な関わりを持っていくと、予防も含めた児童虐待対応にもつなげていくということも目的の一つとしてございします。産前・産後の母子だけではなく、父母の対応歴などを含む家庭全体の状況も踏まえていく必要があり、こういった関わりを持っていくことが必要と考えてございします。こうした情報を、個人情報を含めまして、取扱いを含めた伴走型支援ということになりますと、外部委託あるいは民間との活用という部分では難しいなと。そういった部分では、町の保健師などで関わりを持っていくということが一番、住民にとっても一番親しみやすい、あるいは情報もしっかり守られ、役場内でも情報が共有されていくということで、今の体制が十分というふうに考えてございします。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

一言足りなくて申し訳ありませんでした。

町独自の方法でやっていくということが、正直そういうことなんではないかと思ひますので、これから寄り添った、必要に応じて、あとニーズに対応できるように、事業を進めてもらえたらいいなと思ひております。まず1つ目の再質問はこれで終わります。

2つ目ですが、続いて、いじめ、不登校についてであります。

先ほど壇上でも言ひましたが、昨年、森山議員から、いじめ、不登校の件について質問があったときに、それは教育委員会や学校のほうの説明が主だったんですが、やっぱり子供に関することですので、家庭センターとの関わりはどうかかなあと思ひて聞いてみました。

ケースに関わることは、これまで、相談等も含めてなんですが、家庭センターのほうでありましたでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいします。

これまでの相談あるいは要保護・要支援児童への対応ということになりますと、ご質問はこういったケースがあったかということなんですけれども、相談そのものが要保護・要支援となっているかの推測につながる可能性がございしますので、申し訳ございませんが、この件については回答を差し控えさせていただきますと思ひます。ご理解願ひたいと思ひます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

分かりました。

2つ目です。12月定例会において教育長から、発達に問題を抱える児童

の不登校という言葉があったわけなんです、発達支援という点においても、健康推進課が主管している母子保健、福祉課が主管している障害福祉などの深い関わりがあるかと思います。児童福祉分野が積極的に関わるような体制整備や支援は行われていますでしょうか、教えてください。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

現在、それぞれ学校が対応している不登校児童の全ての状況を把握しているわけではございませんが、学校からの情報提供、相談があったケース、また、学校を介さずに以前からこども家庭センターとして対応しているケースというのは、決して少なくない状況でございます。これらにつきましては、学校や保育園、対象年齢によりますけれども、児童が所属する機関あるいは福祉課の児童担当、障害担当、これらの部署と情報を連携しながら対応を図っているということでご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

分かりました。この2つ目の件についての再質問はここまでとしておきます。

最後の3つ目の再質問となりますが、今後の対応等のことも含めてです、まず答えられる範囲でお願いいたします。

国にこども家庭庁が新設されまして、また、それ以前からも多くの自治体で子供に特化した部局があるわけです。

私は非常に前から違和感を持っていて、どうして子供に関する課って一つに集約されてないのかなあというふうに思っていた部分があったんですが、今すぐにとは言わないものの、本町では、今後、子供に特化した部局を新設するような考えというのはあるのかどうかということで、これに関しては、町長にお伺いしたいなと思っています。答えられる範囲で大丈夫です。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

答えをいたします。

確かに今みっしゅに置かれている子育て世代支援係と児童福祉係と2つに仕事内容から分かれております。将来、確かに子供に関わることで一体的にやっつけようとするならば、そういったこともいろいろ考えていかなければいけないのはご指摘のとおりだと思います。それこそ健康推進課、福祉課、それぞれの役割がありますので、そこをしっかりと整理していかないと、なかなかそこまでたどり着かないかなと思っていますので、そのあたりはいずれ関連する課のほうともいろいろ相談しながら、いい方向に進めればなどは

思っています。

ただ、今の時点で、こうする、統一本化できるとか、確約できるものではないですが、そういったところも今後いろいろ検討しながら、子育てに関わる人方に対する町民サービスとして、役場が変われるものであれば、それはそれで一つのやり方かなとは思っていますので、それはいずれ関わる人方としっかりと相談した上で前に行きたいなと思いますので、ちょっと時間かかるかもしれませんが、そのあたりはご理解いただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

町長、答弁ありがとうございます。まさかここまで言ってくださるのかなというのは想像していませんでした。今町長の答弁の中から一体化という言葉が出てきておりますが、やはり私もそうなのかなあと思っています。

どうしてこういう再質問をしたかという、県外の例を引っ張ってきてというのはあまりどうかなと思う部分があるんですが、当局のほうでも分かるように明石市って子供に関することが盛んで、1回、短い時間でしたけど見に行ったときに、やはり子供に特化した課があって、商業施設の中に入っているわけなんです、そこには飲食店があったり病院があったり遊ぶ場所があったりで、そこまではいかないにしても、それを私たちの町で一つでも取り入れたときにどういう雰囲気になるのかなあというふうに考えました。それに、健康推進課も福祉課のほうの仕事を見ても、やっぱり量が多いのかなあと思えば、もちろん行政サービスを効率的にやっていくことも必要ですし、町民サービスのことも考えれば、必要なんだけど、それだけでもなくて、やはり物事を考えて進めていく上では、やっぱり一体的に考えてやっていってもらったほうが、よりよい取組ができるのではないかなあと思っています。

今、町長から前向きな答弁をいただきましたので、時間はかかっても、話し合いの場をつくって、それを土台に上げていかない限りは前に進まないと思っていますので、どうか前向きに検討していただけたらいいなと私は願っています。今すぐということではありませんので、そこも皆さんのほうでご理解いただければなと思っています。

最後になりますが、本当に健康推進課の課長にはたくさんの答弁していただきましてありがとうございました。今もそうでしたけれども、言葉足らずでなかなか伝え切れないことも多々あったわけですが、どんなに小さなことでもすくい上げて、前向きに捉えてもらったことは非常にうれしく思っていますので、この場を借りて本当にありがとうございました。

私からは以上です。

議長（加藤彦次郎）

12番、三村 眞議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後１時まで休憩とします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

8番、森山大輔議員の発言を許します。8番、森山議員。

8 番 （ 森山大輔 ）

それでは、通告に従い、本日は３点質問させていただきます。

初めに、個別避難計画と自主防災組織について質問いたします。

昨日で東日本大震災の発生から１４年が経過いたしました。震災で亡くなった方々に改めて哀悼の意を表したいと思います。

近年も、能登半島地震や大船渡の山林火災、本町においては度重なる水害など、自然災害が相次いでおります。これらの災害から得た教訓を生かし、今後発生する災害の被害を最小限にとどめるための本町の取組について、以下に質問いたします。

災害発生時、高齢者や障害者など支援を必要とする方々が安全かつ迅速に避難できるよう、本町においても個別避難計画の作成が進められております。この個別避難計画では、自主防災組織や地域住民、行政機関、福祉関係者が連携して支援体制を整えることが重要となります。しかし、人口減少や高齢化の進行により地域の防災力が低下している現状において、実効性のある計画の作成が課題となっております。

以上の認識に基づき、以下の点について具体的に伺いたいと思います。

１、個別避難計画に実効性を持たせるためには、自主防災組織の組織率向上が不可欠です。本町の組織率は令和７年度の目標値で７．８％とされていますが、全県平均７２．１％と比較して著しく低い状況にあります。今後、組織率の目標値を見直す考えがあるか伺います。

２、要支援者名簿はどのような機関と共有しているのか伺います。

３、個人情報を含む要支援者名簿を関係機関と円滑に共有するために、条例制定について検討しているか伺います。

４、地域の防災力には限りがあるため、支援の優先度を設定する必要があると考えますが、どのような基準に基づき、どのような方を優先して支援する考えかを伺います。

５、個別避難実施者の選定基準及びその確保状況を伺います。

６、医療的支援が必要であるなど地域での支援が困難な場合は専門職の支援が求められますが、現状の支援計画について伺います。

７、災害発生時、全ての避難者が一般の避難所に避難した後、福祉避難所

が適した方を判別して、そちらに誘導すると伺っております。その場合、全ての避難所にそのための専門家が配置されているのか伺います。

8、計画に実効性を持たせるためには訓練の実施が必要と考えますが、訓練を実施する計画があるか伺います。

9、要支援者には避難先での医療・介護サービスの提供が必要と考えますが、現在の計画について伺います。

続いて、2つ目の質問、水田圃場整備について質問いたします。

本町を含む能代山本地域は、秋田県内でも圃場整備率が低い地域であります。そのため、営農条件の改善・向上や経営面積の拡大を図るために、整備の推進が求められております。

そこで、本町における整備推進のための取組状況と、町が担うべき役割について伺います。

1、農地の利用状況や担い手の状況、地域の特性や課題について、本町ではどのように分析しているか伺います。

2、水田圃場整備に関して、地元農業者、土地改良区、農協、県などの関係者との協議状況を伺います。

3、近年、営農拡大を目指す農業者が増えてきているように見受けられます。そうした動きを支援するため、地域の合意形成を促し、水田圃場整備事業をさらに進めることで、営農拡大を後押しする考えがあるか伺います。

4、水田圃場整備事業を推進することで担い手の確保にもつながるのではないかと考えますが、町の見解を伺います。

続いて、3点目の質問、住み続けたいまち3年連続全県1位について伺います。

賃貸住宅大手、大東建託が公表した住み続けたいまちランキング2024において、本町は秋田県内で1位、東北全体でも4位にランクインしました。特に秋田県内1位は3年連続という結果になっております。このような高い評価を得た要因をどのように分析し、今後の定住、Uターン対策にどのように生かしていくのか、以下の点について伺います。

1、町が1位を獲得するに至った施策及びその施策の寄与度をどのように分析しているか伺います。

2、これらの施策が定住やUターンの促進にどのように寄与していると認識しているか伺います。

3、強みとなっている施策を今後の定住、Uターン推進にどのように生かしていく考えか伺います。

4、住み続けるためには住宅の確保が第一歩であると考えますが、本町の今後の住宅確保に関する計画について伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

8番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、8番、森山大輔議員のご質問にお答えいたします。

初めに、個別避難計画と自主防災組織についてでございますが、災害発生時に自力で避難困難な要支援者を安全かつ迅速に避難所へ誘導するためには、平時から近くで状況を把握できる自主防災組織の役割は大きいものと認識しております。

本町の自主防災組織の組織率は、みらい創造プランを策定した令和3年時点で3団体組織されており、目標値を5年で5団体、全自治会数に対して7.8%としたところ、現在8団体となり、目標を達成しております。

みらい創造プランの目標値につきましては、県の目標値である72.1%に近づけるよう、自治会等の動向を見ながら、次期計画において適切な目標値を設定したいと考えております。

次に、支援の優先度についてでございますが、町では警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力や、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して、優先度を判断しております。

避難行動要支援者として、要介護3から5の方や、75歳以上の高齢者のみの世帯の方、身体障害者手帳の等級が1級、2級の方など、地域防災計画において具体的な範囲を定めているところでございます。

次に、避難支援等実施者の選定基準及びその確保状況につきましては、要支援者の心身の状況や周辺環境はそれぞれ異なることから、町として選定基準は定めておらず、要支援者ご本人やその家族等に選定していただいております。

必要とされる方の中には、実施者の確保が困難な場合も多くございますが、その際は、個別避難計画の作成支援業務を委託している社会福祉協議会からの協力の下に、自治会や地区の民生・児童委員など、避難支援等関係者と調整しながら実施者を定めている状況でございます。

次に、医療的支援が必要な方への支援計画についてでございますが、医療的支援が必要な方は、災害時も医療の継続を必要とするため、一般の地域住民に対する災害対策のみでは不十分とされております。特に、人工呼吸器など医療機器を常用されている方や寝たきりの方などの避難支援に当たっては、専門職による支援が不可欠であるほか、非常用電源や避難先、避難手段の確保など様々な課題もございます。そのため、現在、具体的な支援計画はございませんが、今後、家族や主治医、地区の避難支援等関係者の方々と連携・協力しながら支援計画を検討してまいります。

次に、避難所への医療の専門家の配置についてでございますが、災害発生後の混乱した状況下におきまして、全ての避難所へ専門家を配置するには、ある程度の日数を要するものと考えられます。そのため、平時から個別避難計画等を活用して、福祉避難所の対象となる方を把握しておき、福祉避難所での受入れ体制が整い次第、速やかに移送できるよう取り組んでまいりたい

と考えております。

次に、訓練の実施計画についてでございますが、災害発生時において避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速かつ的確に行うためには、平常時からの避難訓練の実施が必要であると認識しております。今後、要支援者と支援等実施者の両者の参加を求め、避難情報等の伝達確認や支援内容の確認、検証、避難経路や障害物の確認等を行っていただき、要支援者一人一人の防災意識の向上が図られるよう実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、避難先での医療・介護サービスの提供についてでございますが、災害が発生した場合、多くの方々が負傷し、健康の危機に瀕するとともに、医療機関で治療中の方は十分な医療を受けることが困難となります。そのため本町では、地域防災計画に基づき、能代市山本郡医師会、日本赤十字秋田県支部等の協力を得て、町災害対策本部医療班を組織し、的確かつ円滑に医療・救護活動を実施するとともに、福祉、介護等の専門職員等で構成された秋田県災害派遣福祉チームにより、避難所や福祉避難所において、要配慮者からの相談や、介護を要する方への応急的な支援が行われる体制を取っております。

続きまして、水田圃場整備についてお答えいたします。

本町の水田における圃場整備の実施状況は、30アール以上の圃場整備済みの水田整備率は57.5%と、県全体の72.6%と比較すると大幅に下回っている数値となっております。これは本町の全水田面積に対しての整備率であり、県が独自に設定している条件不利地等を除外した要整備面積に対する整備率は80.1%となっております。

現在県で実施しております県営ほ場整備事業の実施に当たっては、農地中間管理権の設定、担い手への集団化、高収益作物等への取組をすることが要件化されており、現状維持の水稻作単一での計画では事業採択とならないため、地域の合意形成を図る上で、高いハードルとなっております。

本町の担い手農家の農地集積に関する課題につきましては、町農業公社による担い手へのあっせんの体制が整っていたこともあり、県内でも農地集積率は比較的高い地域となっております。

一方、八郎潟の干拓以降、増反地の配分などにより遠距離での耕作も昔から多く行われていたことから、移動をそれほど負担と思わない地域性がございます。このことから、農地の面的集積率が低く、作業の効率化が進んでいない状況があり、担い手の規模拡大への支障となっております。

また、近年は、担い手農家数も高齢化により減少していることから、農地集積率も年々低下してきており、面的集積による規模拡大は喫緊の課題となっております。

本町では、これらの状況を解決するため、人・農地プランの地域計画の策定を進めており、地域農業の将来を地域において検討し、将来の農地の利用状況、営農状況を可視化するため、町内の農地保全活動組織単位において、

昨年度末より話し合いを重ねております。

今年度末には、町内59地域において計画が策定されることから、策定されました計画を基に、地域農業の将来を見据えた支援を検討してまいりたいと考えております。

また、地域計画において圃場整備を検討している地域につきましては、県、土地改良区、JAと連携を図りながら事業説明を実施してまいります。

基幹産業である農業の生産基盤の整備を図ることは、担い手の育成にもつながり、持続可能で力強い農業を実現するためにも必要不可欠なものと考えております。

今後も県営ほ場整備事業の採択に向け、1地域でも多くの合意形成が図られるよう、事業を推進してまいります。

続きまして、住み続けたいまちについてお答えいたします。

昨年11月に住み続けたいまちのランキングが公表されて以降、様々な場面で話題になることが増え、大変光栄に感じているとともに、身が引き締まる思いをしております。

本町では、みらい創造プランによる6つの基本政策を柱に、町の将来像や基本理念の実現に向けて、各種施策を実施してまいりました。

昨年度、同プランの改定に向けて町が実施した16歳以上の771人からの回答を得たアンケート結果では、「町に住み続けたい」と答えた方が67.8%で、住みやすいと感じている理由は、上位から、「自然環境」「教育・保育サービスの充実」「医療・福祉サービスの充実」「土地への愛着」「安全や安心」となっていることから、住み続けたいまちのランキングにおいても同様の傾向があるのではないかと受け止めております。

そのため、今後の施策につきましても、住民の方々の安全・安心や幸福度を高め、若い方々が定住したくなるまちづくりを念頭に、各種施策を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の住宅の確保計画につきましては、用途廃止後の町営住宅を町営単独住宅として利活用を進めること。さらに、空き家バンクの利用登録を促進することにより、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

8番の再質問を許します。8番。

8番（森山大輔）

それでは、再質問したいと思います。

初めに、基本的なところになるんですけども、1つ目の個別避難計画のところなんですけど、この個別避難計画、誰がどのように作成して、いつまでに取りまとめる予定なのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長。

福祉課長（ 近藤 洋 ）

お答えいたします。

個別避難計画につきましては、地域防災計画で定めている対象者宛てに文書をお出ししております。原則的にはご本人から記入していただいて、町のほうに転送していただいております。提出期限につきましては特に定めておりませんが、令和3年の災害対策基本法の改正からおおむね5年程度で作成を終了させるということで考えてございます。

以上でございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

8番。

8番（ 森山大輔 ）

ありがとうございます。

まず、令和5年からおおむね5年という、令和10年頃の完成を目指して、今、作業されているということですかね。完成するまではこの個別避難計画については、災害時に適用されないというか、使われないという考えでしょうか。それとも、段階的に何か実際使用していく流れになるのでしょうか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長（ 近藤 洋 ）

お答えいたします。

今現在で個別避難計画の作成済みの方は190名でございまして、この方々につきましては、順次、外部提供の同意を得られた方について、自治会や民生委員、社会福祉協議会など、関係者へ情報提供してまいりたいと考えてございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

8番。

8番（ 森山大輔 ）

分かりました。

一応で、最初にお話をしておくと、私自身もその支援する側として登録されておまして、そういう当事者でもあるところで具体的な質問になるんですけど、対象者向けに文書を記入してもらっているということなんですけど、なかなかその文書が難しいようなところがあって、対象者の方が実際それをちゃんと記入してお返しするというのはそんなに簡単ではないようなお話も聞いています。なので、たしか、最近その社会福祉協議会のほうでその支援に回っていただくようなお話も聞いていると思うんですけど、そのような理解でよろしいでしょうか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長（ 近藤 洋 ）

お答えいたします。

今年度から社会福祉協議会への委託により、個別避難計画の作成が進んでいない要支援者あるいは計画の記載内容に不備がある要支援者を対象として、計画作成の支援業務を実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ぜひそれでスムーズに進むようになることを期待したいと思います。

続いて、自主防災組織のほうもお答えいただきまして、組織率の目標値を見直すようなお話だったんですけれども、現時点でその方向性なり、みらい創造プランを見直すということは令和7年度中に見直すという考え方ですか。その辺の時期と方向性を教えていただければと思うんですけれども。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 お答えいたします。

自主防災組織の組織率でございますが、次期みらい創造プランにおきまして見直しをする予定でございます。

現在、8組織で7.8%となっておりますが、県の目標値である72.1%というのは、分母が世帯数となっております。町の算定は全て自治会単位で計算しておりまして、県の算定を参考に組織率を算定した場合は、町の組織率、現在の8組織でも16.4%という数値となっております。

今後のみらい創造プランで新しい目標値を設定するわけでございますけれども、過大な数値を設定するわけにもいかないことから、自治会等の動向を見定めながら、適切に算定してまいりたいと考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ありがとうございます。

組織率の話、上げるべきじゃないかという話をしながらなんですけれども、実際この組織されている組織自体も、されてからかなり年数がたつと、高齢化があったりとか、組織率に対して実際の稼働率が下がっているようなお話も最近報道されたりするので、そこら辺も併せて考えながらその組織に取り組みれるのかなと思うんですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 お答えいたします。

各自治会におきましては組織していただくように、町といたしましても、令和4年度から住民共助による地域づくり活動助成金等を設立して、立ち上げを支援しておるところでございます。

また、自治会に向けた防災に関する研修会も開催をするなどして、維持を十分にさせていただくよう啓発活動も同時に行っているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

ありがとうございます。

続きまして、先ほど個別避難計画が作成されている方が約190名というようなお話だったと思うんですけども、対象者に対してこの190名というのは大体どのぐらいの割合になるのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 近藤 洋 ）

お答えいたします。

避難行動要支援者の対象者は1,808名でございまして、書類を提出したところ、自力での避難が可能な方や入院・入所中の方、書類未提出の方を除く現在401名が避難行動要支援者名簿に登載されております。このうち、個別避難計画の作成済みの方は190名でございまして、おおむね半分近くの方が現在作成済みということでございます。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

そうすると、今420名というのが今実際その対象者として認定されている方で、この1,808名に対して、自力で避難される方、入院されている方等は除かれると思うんですが、まだ書類が返ってきてない方というのは、今後、社協さんの協力を得て書類作成を進める方という理解でよろしいですかね。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 近藤 洋 ）

お答えいたします。

個別避難計画未作成の方と書類未提出の方を合わせ732人につきまして、今後、社会福祉協議会への委託により個別避難計画の作成支援を行っていくものでございます。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。

それから、要支援者の方が今避難する場合に、一度、一般の避難所に行くわけですね。ここのところが、かなりためらう方というのがいらっしやって、これまでの災害でも、それによって避難すべき方が避難できないというケースが多かったように思われます。

今回、そういうことを避けるために、そういった要支援者の方には、近場の一般の避難所というよりも、より受入れ体制の整ったところに一時避難できるようなことというのは何か考えられないものですかね。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 答えいたします。

災害が発生した場合に、要支援者も含め、一般の方も含め、避難所に一時的に避難するということが、早急に避難するということが求められます。

そこで、要支援者が速やかに福祉避難所やそういった施設に行けるようにすれば一番いいわけではございますけれども、何分やっぱ避難をいち早くしていただくということが求められるというふうに考えてございますので、まずは一番近場の避難所へ避難していただき、時間がたって福祉避難所の設備が整った場合に移設していただくということが、一番スムーズに移動できるのではないかとこのように考えてございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。できる限りスムーズな形でやっていただければ、より避難者にとってもいいのかなと思いますけれども、特に近場の避難所に避難した後福祉避難所に行くんだよというようなことは、今後、その要支援者の方にはそういう流れ等についても情報提供して、そこを共有するという考えでよろしいですね。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 答えいたします。

要支援者に関しましては、そういったスムーズな避難所への移送ということで、関係の部署と相談しながら、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。

この福祉避難所なんですけれども、その計画どおりに機能するためには、これは今たしか福祉施設3か所が指定されていたと思うんですけれども、これらの施設、ふだんは福祉介護事業所としてやっていらっしゃるところなので、それが福祉避難所になる。これはかなり大きな負担になることなので、計画どおりに機能するためには、平常時からしっかり情報を共有して訓練等を行っておく。先ほど訓練をやられるというお話でしたけれども、そういった形でいざというときすぐ体制が整うようにしておかないと実際機能することが難しいというようなお話も専門家の先生がおっしゃっていました。

現状、どのような平常時の計画づくり等の取組をされる予定か教えていただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長。

福祉課長（近藤 洋）

お答えいたします。

この福祉避難所の協定につきましては、令和6年の5月に締結したところでございますが、その後、定期的に3法人与意見交換会を行っておりまして、備蓄品だったり、必要な機材だったり、そういったものの事前協議、意見交換、また、必要なものはこういったものかということをお話合っているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ぜひそういった形で密に情報共有して、実際に機能する計画をつくっていただければと思います。

以上で1つ目の質問の再質問は終わりたいと思います。

次、2点目の水田圃場整備の再質問に移りたいと思います。

まず、令和5年3月の議会で同僚議員から一般質問がこの件に関してありました。そのときに、人・農地プランの法定化計画を策定し、地域での話し合いを通じて面的集約を行い、作業の効率化を進め、高性能機械等の導入で労力負担を軽減し、経営規模の拡大につなげるというご答弁があったことをご記憶のことと思います。その後のこれらの取組状況について教えていただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

先ほど町長答弁でもありましてとおりですけれども、人・農地プランのほう、今計画作成を進めておりまして、現段階で59の組織が人・農地プラン

の計画案を策定されております。

現在、今、公告作業に入っておりますので、この3月下旬までには、59の地区、地域においては人・農地プランが完成するという形となっております。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

すいません。もう1回伺うことになるかもしれませんが、59地域は、対象地域全体何地域のうちの59地域になりますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

町内59地域になりますので、基盤整備の部分につきましては、またその中で検討しているという部分の組織は出てくるような形となっております。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

そうすると、町内で59地域あって、そのうちの幾つかの地域が基盤整備を検討しているわけですね。当然検討する必要もないところもあるかもしれないんですけども、検討対象となる地域がどのくらいあって、その中で実際検討しているのは何地域くらいあるのか教えていただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

今回、人・農地プランの中で各計画作成に当たりまして、各地区の生産者の皆さんからアンケート調査をいただいております。それを基に各地区で話し合いを行いまして、必要に応じて検討したいとお話しされている地区が、今回39地域ございます。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

そうすると、多分私の今の質問に対してだと、検討対象になりたいよと言っているところが39地域になるわけですね。その中の何地域が実際に検討に入っているのか教えていただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

先ほどお話しした39地域の部分で、現在具体的に前向きに検討している部分の地区が4地区ございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

単純にこの数字だけを見ていくと、これからまだまだという話なのかなというふうに見えるんですけども、今後この39地域に関しては、具体的な検討に移れるように順次進めていくという理解でよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

この39地区に関しましては、今後、一度こちらのほうよりアクションを起こしまして、今後話合いの土台づくり等できるようであれば、県、土地改良区さんと一緒になって事業の推進に努めていきたいと考えております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

分かりました。

この水田圃場整備のときに、当然その地域の農業者の皆さん関わりますので、その合意を形成するのはなかなかハードルが高いというお話を伺います。この合意の形成は、具体的にはどういう合意を形成すれば事業化できるのかというところを教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

県営ほ場整備の実施要件という部分がありまして、こちらの部分でいきますと、まず、前提条件といたしまして、対象農地全てを農地中間管理機構に権利設定していただくということが、15年以上の権利設定をしていただくということが一つとなります。

あと、面積要件といたしましては、10ヘクタール以上の部分の事業対象面積が出るという形となっております。

あと、担い手の集団化要件ということで、事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化することが要件となっております。

最後に収益要件といたしまして、事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること。

この部分が、事業に取りかかるための実施要件となっております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

分かりました。

先ほどあったスマート農業に関するところだったと思いますが、本町で認定農業者を対象としたアンケートで、農地の集積と圃場の整備について、希望する農家さんが多かったということが報道されておりました。また、現在推進しているスマート農業の推進のためにも、これらの施策を同時並行で取り組んでいく必要があるのかなと思いますけれども、ご見解をお伺いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

今議員おっしゃった部分の2つの部分につきましては、当町の農業者、生産者の皆様にとっては大変大事なことでと考えております。こちらの2つにつきましては、今後も推進していくつもりでおります。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

本町のこれからの未来の農業について一番多分大事な課題なので、皆さんこういうふうにお答えされているんだと思います。ぜひ強力に推進していただきたいと思います。

続きまして、3つ目の質問に移らせていただきたいと思います。再質問です。

先ほどいろいろと取り組んでいる施策等、また、アンケートの結果等をご紹介いただいたわけなんですけれども、この今取り組んでいることが、結局、住み続けたいというところで実際住み続けてもらえるか。または、できれば、町長も期待されているように、この町を出ていった方々がまた戻ってきたいというところにつなげていくというのが、せっかくこういった評価を得たこと、この機会に取り組むべきことなのかなと。または、これまで取り組んでいることであるかもしれませんが、そこのところを少し伺いたかったんですが、こういった施策、今お話しされた中で具体的な施策がそれほど上がってなかったかもしれないですが、こういったことがこの魅力につながっていて、これをどうこの人口問題の解決、定住、Uターンのところにつなげていくのかというところを、もう一度ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長

お答えします。

具体的な施策というよりは、町がまちづくり全般としてそれぞれの分野で行われているものを総括して評価していただいた結果につながっているというふうに感じております。

ふるさと回帰ですとか定住対策の窓口は企画政策課でやらせていただいておりますが、企画政策課の事業だけがこの結果につながっているものではなくて、それぞれの分野が実際に行っている施策と、住み心地、住みやすさ全般を評価いただいた結果だと思っておりますので、外から連れてくる、もしくは出ていった若い人たちに帰ってきていただくだけではなくて、今住んでいる方々の幸福度も、今も感じてくださってる評価が高いのが、この結果につながってるんだろうなとは認識しておりますが、まだまだ不足しているところも、町としての課題もたくさんございますので、それらを解決していきながら、なおかつ町に帰ってきてくれる若い人たちの思いも受け止めながら、そこに対策していくのが必要なのかなというところを考えています。ですので、個別具体的にこの施策がこの程度評価されたと思っておりますということではなくて、トータルで考えていただいた結果がこれにつながっているというふうに認識しているということを、改めてお伝えさせていただきます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

こういう質問をしているのは、せっかくこのような評価をもらったということは非常に町としては喜ぶべきことで、ぜひ、これを生かしていくべきだという認識で質問しております。生かすためには、なぜこのような評価を得たのかということが具体的に分からないと、なかなか次につながっていけないのでもったいないなという思いでご質問しているところです。なかなかその分析も簡単ではないところはあるかもしれませんが、ぜひ、せっかくこれだけの評価をもらっているわけですから、なぜそうなのか、それをどう生かせば今後のさらに持続可能なまちづくりにつなげられるのかというところを今後しっかり評価して、生かしていただければなと思います。

この住み続けたいまちなんですけれども、今住宅がなくて、残念ながら住み続けられない状態の方も出ているというのが現状だというふうに理解しております。その中で、最近、町営住宅の独自の町営住宅化によって住宅を確保する、空き家バンクも少し柔軟な形で活用して、なるべく町内の住宅が動くようにしていく、非常にいろいろ頑張っていただいている。できればこれが問題の解決につながればいいなと思って、関心を持って見させていただいているところなんですけれども、これらによって、どのぐらい住宅数を確保して、どういった需要に応えていくのか。簡単に言うと、その需要がどのぐらいあると見込んでいて、それに対してどういうふうに対応していくのかというところが、これを計画的にやっていく必要があるんだろうなと。10

0%は分からないかもしれないんですけども、一定の予測と計画というのは必ず必要だと思うんですけども、その部分、今現在どのように予測されていて、今後どういうふうに計画をしていくのか。または、もう既に計画されているのか。そこのところを教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

住宅の確保につきましては、7年度に新たな町営住宅の転換を行う世帯を確保しながら、状況を見ていく必要があると考えております。

みらい創造プランで実施しているアンケートの結果に基づいてみますと、住宅を必要としているという方の一定数の回答は得ておりますが、実際のところはどうかというところについて、町が最大投資をしても入っていただける方が少ないというような状況は招きたくないというところもありますので、町としては、スモールスタートではありますが、少ない世帯が埋まったときには次の政策的なところも考えていく必要があるのではないかと考えています。

ですので、今現在住むところがなくて外にいらっしゃる方々についても、町の新たな政策によって、何世帯戻ってきていただいたり、中に入ってきていただけるのかという状況を見て、足りなくなれば拡大していくというところを順次検討させていただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

当然その過剰な投資というのはできないので、いきなりたくさん建てるのか、たくさん確保するわけにはいかないと思うんですけど、予測と計画というのはある程度、せめて中期的とかであるべきものかなと思います。なので、今もしなければ、今後それを一応設定しながら、その状況を見ながら、それを修正しながら進んでいくものかなと思いますので、ぜひそのような形で少し先の見通しを立てながらやっていただければいいのかなと思います。

ぜひ、住み続けたいまちとなっておりますので、住み続けたいけれども住み続けられないということが今後発生しないように、しっかり住宅政策には取り組んでいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

8番、森山大輔議員の一般質問を終わります。

次に、14番、堺谷直樹議員の発言を許します。14番、堺谷議員。

14番（堺谷直樹）

それでは、さきに通告してありますごみ処理の問題について、壇上から質問をいたします。

能代山本広域市町村圏組合の新たなごみ処理施設が能代市竹生地区で建設中であり、令和8年4月から稼働予定です。そこで、現在の町のごみ処理の状況などと併せて、次の点について伺います。

新たなごみ処理施設は、現在使用されている南部清掃工場に比べ、ごみ収集車の運搬距離がかなり遠くなる場所が発生します。今の業者数で現行の収集日程を維持できるのでしょうか。

町の前期計画期間における1人1日当たりの家庭ごみの処理実績はほぼ横ばいですが、それに伴う町民1人当たりの負担額もほぼ横ばいとなっているのでしょうか。

前期計画において、ごみ減量化がうまく進まない要因をどう捉え、後期計画にどう反映させているのでしょうか。

今後において、町のごみ袋の値上げ、あるいは値下げは考えられるのでしょうか。

高齢化により分別がうまくできない、また、ごみステーションまで持っていけないなどの事例が増えてきた場合、町はどう対応するのでしょうか。

町内に4か所ある処分場は、それぞれあと何年稼働できると想定しているのでしょうか。

現在、町内の小中学生には、ごみ減量化のため、どのような教育をされているのか。循環型社会の推進に向け、町独自に環境教育が必要と考えますが、見解を伺います。

以上、壇上から終わります。

議長（加藤彦次郎）

14番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、14番、堺谷直樹議員のご質問にお答えいたします。

環境教育のご質問につきましては、教育長のほうからご答弁を申し上げます。

能代山本広域市町村圏組合が建設中の新しいごみ処理施設は、現在順調に工事が進められ、昨年12月末の進捗率が50.2%となっております。予定では、今年12月には火入れを行い、来年1月中旬頃から、試運転のため、構成市町から可燃ごみの受入れを開始する予定となっております。また、不燃ごみにつきましても、来年4月から受入れを開始する予定となっております。

初めに、今の業者数で現行の収集日程を維持できるかのご質問でございますが、可燃ごみ、不燃ごみとも収集運搬業務につきましては、現在、各地域それぞれ1社と契約し収集運搬業務が行われており、可燃ごみの南部清掃工場への運搬回数は、平均すると1日当たり2回から3回、作業時間が3時間から4時間となっております。これを基に、新ごみ処理場への運搬距離が延びることにより作業時間がおおよそ3時間増える見込みで積算した場合で

も、各地域１者で可能と考えております。

次に、町民１人当たりの負担額についてでございますが、ごみ処理量自体は人口減少に伴い僅かに減少傾向にございますが、収集運搬業務費や南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理工場の維持管理に係る負担金等が増えているため、１人当たりの負担額は増加しております。

次に、ごみ減量化の計画への反映についてでございますが、前期計画の１人当たりの家庭ごみ排出量はほぼ横ばいであり、計画に達しておりません。要因といたしましては、町民のごみに対する意識啓発が重要な課題であると認識しているところでございます。後期計画でも、町民への意識啓発を推進するとともに、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒを推進し、ごみの減量化と資源化の推進を図る計画で目標を設定しております。

次に、ごみ袋の料金についてでございますが、現在、本町の廃棄物処理手数料、いわゆる指定ごみ袋の料金は、近隣自治体と比較し若干低く設定されていると認識しておりますが、新ごみ処理施設建設費負担金や維持管理負担金等による町民１人当たりの負担額を考慮すると、ごみ袋の値上げも検討しなければならないものと考えております。今後、近隣自治体の動向や廃棄物減量等推進審議会のご意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ出し支援についてでございますが、高齢化等により、ごみ出しが困難な方が増えてくることも想定されます。現時点では、町に寄せられる相談は多くありませんが、個別に対応させていただいており、今後そうした相談が増加した場合、ごみ出し支援制度を導入している自治体の例も参考にしながら、関係部署と連携し、検討してまいります。

次に、町内処理場の耐用年数についてでございますが、現在運営中の４か所につきましては、不燃ごみの最終処理場として昭和４６年から５０年に開場し、約５０年経過しております。処理場ごとに残余容量に違いがあり、一概には申し上げられませんが、不燃ごみにつきましては、令和８年度から新ごみ処理場へ運搬処理されることから、今後処理量が減少すると見込んでおり、いずれの処理場も今後１０年以上は稼働が可能であると想定しております。

私からは以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

教育長。

教育長（藤田良博）

それでは、私から、町内小中学生へのごみ減量化のための教育及び循環型社会の推進に向けた町独自の環境教育に関するご質問にお答えいたします。

小中学生へのごみ減量化のための教育につきましては、小学校と中学校において、リサイクル、リユース、リデュースの３Ｒについての学習を行っております。

また、町で製作しております小学生用副読本の中に、ごみの処理と利用と

いう項目がございまして、ごみの分別や南部清掃工場のことを取り上げ、ごみの減量化についての教育を行っております。

そのほかに小中学校では独自の活動を行っておりまして、主なものとしては、アルミ缶、プルタブ、ペットボトルの回収や、釜谷浜クリーンアップ、南部清掃工場の見学などを行い、ごみ減量化の学習を行っております。

物を無駄なく大切に使うことや、ごみを少なくする、ごみにしない工夫をするといった環境に関する教育は、豊かな環境を維持しつつ持続可能な社会を構築していくためにとても重要でございますので、教科による学習や各学校独自による取組、地域の特色を生かした活動を今後も継続しながら、環境教育を進めてまいりたいと考えております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

14番の再質問を許します。14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

何点か再質問いたします。

町長答弁で、ごみの収集日程は変わらないということで理解いたしました。ただ、1日の作業時間が3時間から4時間ぐらい長くなるということで、これは現行の契約金額に比べて大体どれぐらいアップするとお考えでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。

委託料の増額の試算については、まだ現在してございません。

令和7年度の委託契約につきましては、令和8年1月から新しいごみ処理場へ可燃ごみが運搬収集されるということで、若干の値上げの予算計上をしておるところでございますが、次年度8年度につきましては、今後、様々な方法を考えながら試算をしたいと考えてございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

分かりました。

前期の実績でほぼ横ばいではあるんですが、ごみの排出量ですね。令和元年度、それから、令和3年度に比べ、令和2年度が若干排出量が少なかったというふうな感じなんですけれども、この年は、例えば、不法投棄の量が増えていたとか、何かそういう関連性みたいなのはあるんでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。

ごみの排出量の年度ごとの集計でございますが、まず、1人当たりのごみ量はほぼ横ばいということではありますが、特に令和2年度で量が減ったということで、要因ということは分析しておらないところでございます。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番（堺谷直樹）

ちょっと減ったというように、不法投棄の量は、増えてるとか減ってるとか、その辺もし分かったら教えてください。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 答えいたします。

不法投棄の実際の量とかを实际記録しておるところではございませんので、把握してはございません。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番（堺谷直樹）

分かりました。

次に、ごみ袋の値上げの話なんですけど、値上げをせざるを得ないときが来るというのは承知しておりますが、最近、他の自治体でごみ袋の値上げ、県外ですけれども、3割でしたか4割でしたか値上げをしたところ、販売所からごみ袋がなくなったと、買いだめでなくなったという事態が起きているというのをニュースで拝見しました。

いずれこのごみ袋を値上げしなくてはならない時期が来るんでしょうけれども、一気に値上げをするのではなくて、ある程度段階を踏んで値上げをしていくというふうな考え方で町は動いていくということによろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 答えいたします。

ごみの値上げの段階的な値上げについてでございますが、いずれにしましても、値上げを検討しなければいけないと考えてはおりますが、時期的なもの、その方法等につきましては、様々な収集運搬業務や、ごみ処理場の負担金、または近隣自治体の動向等を踏まえながら総合的に判断した上で決定したいと考えております。

また一方で、全て物の値段が上がっている段階で、住民の皆様が負担することになる必要不可欠なものの値段については、行政が可能な限り値上げをしない努力も必要なのではないかと考えております。

したがって、どのような対策が講じられるか内部で十分研究、検討し

た上で対応してまいりたいと考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番（堺谷直樹）

分かりました。一気にどんと値上げするようなことがないように、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それから、高齢化によるごみ処理の問題ですけれども、今はまだ元気で自分でごみの集積所に運べる人であっても、これからだんだん高齢化が高まってくると、晴れているときはいいんだけど、雨が降ったり、雪が降ったり、気候条件によっても大分、足腰が弱くなってという方が増えてくるんだろうなというふうに思います。いろいろな、例えば、自治会にお願いするだとか、シルバー人材にお願いするだとか、いろんな方向性があるわけですが、今後町が向かうべき方向としては、例えばどういう方向で向かっていくのか。ある程度収集業者に各家を回らせて個別に収集する方向に向かっていくのか、どういう方向に向かっていくのかというこの方向性を少しお話しいただければありがたいです。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 答えいたします。

高齢化や独り暮らしによりましてごみ出しができないといったことにより、自治体が支援を行っている事例がたくさんあります。議員がおっしゃったように、収集業者が直接収集する直接支援型とか、自治会やシルバー人材センターが支援を行うコミュニティ支援型または福祉サービスの上で支援する福祉サービス型などがありますが、各自治体で様々やっているようでございますので、導入に当たっては、環境省で示しておりますごみ出し支援制度の手引などを参照しながら、関係部署と連携しながら相談して決めてまいりたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番（堺谷直樹）

分かりました。

最後です。ごみを少なくするということは、子供の頃からいろいろと勉強で循環型社会、先ほどから3Rという言葉が出ていますけれども、そういったところの教育も一つ重要になってくるかと思います。話を聞いているといろいろとやられているということで、大変喜ばしいことだなと思います。

今度新しくなる能代山本広域市町村圏組合のごみ処理施設、こちら見学ブースもできるようなので、ぜひ、小学校4年生でしたっけ、ごみの勉強するのは。小学校4年生の社会科見学で、毎年、行ってもらいたいなというのが私の願いですけれども、どうですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

貴重なご提案どうもありがとうございました。

先ほど教育長が説明しましたとおり、現在は南部処理清掃工場ということなんですけども、当然、今度すばらしい施設ができますので、そういう施設を校長会等で紹介しながら、極力、各学校で視察に行くように、まずこちらからお願いしてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

議長（加藤彦次郎）

14番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時25分とします。

午後2時11分 休憩

午後2時24分 再開

議長（加藤彦次郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

5番、成田光一議員の発言を許します。5番、成田議員。

5番（成田光一）

それでは、私のほうから、さきに通告してあります八竜運動公園の整備と在り方についてと題して壇上から質問させていただきます。

昨年、八竜運動公園内のドラゴンモニュメント、野外ステージほか、附属設備も含めて、老朽化が進んでいることで、ほとんど撤去されました。危険性が認識されてからしばらくの期間、立入禁止のテープで囲われていたので、撤去されて本当によかったと思っております。

ところが、現状を見ると、果たしてこのままでいいのかなという素朴な疑問が発生しました。施設などが撤去されたことにより、更地部分が増えて、それに伴い木々が点在するなど、公園全体が不自然に感じております。一画には、片隅には、撤去工事の際に発生したと思われる庭石が相当数積み重なっております。立入禁止のためと思われる、ここロープです。テープではなくてロープに直してください。ロープで囲ってあります。現状のままで、町民に親しまれる運動公園として適切とは思えない、そのように感じております。そこで質問です。

1つ目、12月議会でも一部質問をしているところではありますが、改めて伺います。近年、公園を占用して利用した団体はないとの答弁がありました。過去5年間遡った場合、利用実績は何件ほどあったのでしょうか。

2つ目、当初の設備が撤去されたわけだから、利用料金の見直しをすべきではないのかなと素朴に思っております。いかがでしょうか。

3つ目、総体的な質問として、これを機会に、今後の公園の在り方について、整備を含めて、町民の利用されやすい施設になるよう、いま一度見直しをする時期に来ていると思うんですが、考えはいかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

5番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

5番、成田光一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、過去5年間の利用実績についてでございますが、八竜運動公園を占有して利用された方はございませんでした。

次に、利用料金の見直しについてでございますが、利用料金につきましては、施設の撤去に伴い、昨年12月議会において八竜運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部改正を可決いただいておりますが、今回解体しましたドラゴンモニュメント、展望台、パーゴラに係る利用料金につきましては、これまでも設定はなく、解体による影響が多目的広場を占有して使用するといったものに影響が及ばないことや、占有して使用する場合は、主に緑地部分が見込まれることから、現在の料金体系を維持していくことが適正であると判断しております。

次に、今後の公園の在り方についてでございますが、現在のところ、新たな施設や設備を設ける予定はございませんが、これまでと同じように、草刈りや樹木の管理、清掃などに努め、ウオーキングや軽スポーツなど、利用される方が利用しやすい公園であるよう努めてまいります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

5番の再質問を許します。5番。

5 番 （ 成田光一 ）

それでは、再質問させていただきます。

5年間にわたっても団体等の利用申請はなかったということの答弁でした。さすがにそこまでいっても使われたことがない施設なのかというふうにちょっとびっくりしているのが、今の心境であります。

実際、私も地元に住んでいるもんですから、しょっちゅう見る施設なんです。これは1990年、91年にできているんですね。34年、35年たっている全体の設備なんです。その中で今回老朽化ということで撤去されたわけですので、それは適切な判断であったのかなと思いますけれども、35年もたって、もしかしたら何回も使われてないのかなと。5年間でゼロ。もっと過去に遡っても、私らも地元の部落運動会で一度使った記憶はあります。あと子供会でも一度使った記憶あります。それぐらいかなというふうに

思っております。ほとんど、せっかくこれほどのものを用意しながら使われない現状がこのまま続くというのは、やっぱりいかがなものかなというのが私の率直な、素朴なところから今回質問させていただいております。よく犬の散歩に知り合いの方で使っている方いらっしゃるんですけども、本当にその程度ですよって。本当にあとほかに誰が来たとかって私見たことないですよ。ような、そんな感じでしか、やっぱり誰に聞いても答えは返ってきません。果たしてこのままでいいんでしょうか。この施設。

危険な施設が撤去されたわけですから、本当はもっと近い、先ほど教育長の答弁あったように利用されやすい、人から利用していただきたい、そのための施設なんだということでもありますけれども、このままの状況では、やはり今までと変わらないんじゃないかなあというふうに思います。もう少し切迫した状況の中で考えていただきたいもんだなというふうに私、率直に思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

確かに施設の撤去に伴いまして、景観的なところも、木がない部分が、川のほう、道路のほう丸見えになったというのも事実でございまして、私もそこら辺は懸念してたわけなんですけれども、いずれにしても、現在、町内に八竜運動公園を整備した事業名が、特定地区公園整備事業カントリーパーク事業だったということで認識しておりますけれども、いずれ旧町、琴丘、山本でもそれぞれこの事業を使って行われた公園が、それぞれ琴丘中央公園、それから、惣三郎沼公園もそうだと思いますけれども、事業がなされて、それぞれ公園が整備されたものと思っております。

教育委員会の管轄になりますと、琴丘の中央公園スカルパのところにも多目的広場ございますけれども、あそこもやはり芝生という概念を一番に持っております、そこはやはり、先ほど議員おっしゃっていただいたとおり、八竜と同じくジョギングされる方や軽スポーツを楽しませる方、たまたま琴丘の場合は野球場が上にございますので、サブグラウンドとして使われる方もいるということで認識してございますけれども、改めて施設が整ったからまた人を増やすというような概念は今持ち合わせていないのが実情でございます。

先ほど教育長が申し上げましたとおり、やはり地域の方々が使いやすい施設というところに一番この後も配慮していくのが必要なことではないかなというふうに認識しているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

5番。

5番（成田光一）

毎日、目の前にありながら使えていない。自分もこれまで使う機会がな

かったものですから、逆に申し訳ない話なんですけれども、それについて、この後また質問しますけれども、料金もまた発生するわけなんですね。現在の、先ほど言った施設が撤去されて、本来その施設があることによって価値があった樹木とかが、今になると、ある意味邪魔に見えるわけなんですよ。そういったものが果たして今のままでいいのかどうか、この後、整備しようとする予定があるのか。どうですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

やはり今、松のほうも大分伸びておりまして、剪定が必要かなということでは思っているところがございます。

先ほど申し上げましたとおり、樹木のないところが非常に見通しがよくなり過ぎまして、道路のほうからも公園が非常に見えるような状態になっておりまして、多分あそこには、前に建物あったときは、ある意味、風よけにもなったかと思うんですけれども、そういう部分もまた影響がこの後出るのかなというふうなところはちょっと心配しているところがございます。

そういうところを踏まえまして、必要であれば植栽などを行いながら、景観の保持というところも注意してまいりたいと思っているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

5 番。

5 番 （ 成田光一 ）

利用してもらうためには、利用されるような施設をやっぱり提供するべきかなというふうに思います。先ほど教育長もそのように答弁しておりましたので。ぜひ今の部分では、ちょっと、誰があそこに行っても、このままで終わりのかなってみんな心配しているわけなんですね。

あの庭石はどうなさるんですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

庭石につきましては、本当に景観を損ねていまして、大変申し訳なく思っているところでございます。本来であれば撤去すればよかったんでしょうけれども、あの石、かなりまたほかのほうで使えるのかなというところも考えましたので、現在端のほうに置かせていただいておりますけれども、ここ数年様子を見まして、使用があればそちらのほうに使用したいと思ひますし、もし使用できないようであれば、撤去ということも含めて検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

5 番。

5 番 (成田光一)

去年、保育園も隣接されましたので、子供たちも多分大いに走り回る場所になるんじゃないかなと思います。そういったときにやっぱりあの庭石、すごく気になる部分だと思います。子供たちはあれ必ずよじ登ります。ぜひ早いうちに撤去するようにしたほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしく配慮お願いしたいと思います。

それで2つ目の料金のことなんですけれども、先ほど教育長からも答弁ありましたが、私、今回改めて八竜運動公園の条例、ホームページ開いて見てみましたら、事細かに料金がいろいろ書いてあるんですね。これを見ることによって、ああこういうこともあそこで使えるんだというふうなことも初めて分かったような感じです。

1つ目でいきますと、物品の販売とか募金活動とか、町長の許可があればできる場所なんですね、あそこ。私はそういう活動はできないところなのかなって、本当に運動だけの場所なのかなと思っていましたけれども、そういうことも物品の販売であったり、民間の方が写真とか映画とか撮影するときに使ってもいいよ。あくまでも町長の許可を得てからという話なんですけども、そういうのにも使える場所だというのが初めて分かりました。恐らく町民の方、誰もこれ分からないと思います。

それで、先ほどの料金についてですが、やっぱり料金が発生するということで、どうしても、え、お金かかるのっていうことになれば、またそれでなくても、今まで使えてなかった部分をもっと使えない条件が出てくるのかなというふうに思いました。この料金、料金表を見ますと、高いのか安いのか分かりませんが、それぞれやっぱり判断によっては、お金かかるんだったらやめとくよというものもあると思うんですよね。町外の方にかかるんであったら納得できる部分なんですけれども、町内で使いたいというとき、当然まず1回は申込みに行くわけなんですけど、町内の方でもかかるようになっていきます。

一方で、利用料金の減免措置もちゃんと条項にあるわけなんです。それを見ますと、町長が許可すれば減免できるんだというふうになっています。実際に町長が許可する内容というのは具体的にどの辺を指しているのか、分かる範囲でお願いします。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

体育施設という位置づけで使用料の条例規則が定められているものと承知しているところでございますけれども、今議員ご質問ございました、町内の方に対しましては、基本的に体育館とかと同等なのかなというふうに思っていますけれども、町内でスポーツする団体、それから、自治会さんとか文化

関係で使われる場合とか、認定されている団体さんですと、減免しているところがあるというところが実情でございます。

今おっしゃっていただいた町外の方と、それから、特に料金収入のある催物とかを行う方については、使用料は徴収しているというような状況でございます。

議長（加藤彦次郎）

5番。

5番（成田光一）

ホームページを開けば出てくることなので、利用する方は見た上で使うことになるんでしょうけれども、町長の減免措置があるという一行があるものですから、これをもって町内の方はどうなるのかなとやっぱり不安に思うと思うんですね。その辺、もっと分かりやすくなればいいのかと思います。

ここで、民間の売買をしてもいいんだというのが、ここに、町長の許可さえあればできるというふうになっていきますので、そういうことができるんだったらこれからやってみようかという方ももしかしたら出てくる可能性はないとは言えないと思います。ぜひ、その辺、もっと使ってもら側として分かりやすいようにすべきかなと思いましたので、どうかひとつその辺、措置してほしいと思います。

それでは、3つ目の総体的な質問ということで書いておりますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、隣に保育園も新しく隣接されました。小学校も2年後には新たに八竜小学校として開校するという、これもまた隣接する施設です。近くには特別養護老人ホームがありますし、もちろんここ役場本庁も隣になっています。町民体育館もあります。そのど真ん中がああいうふうに使われたことのないような立派な大きな広大な敷地があるわけなんですよね、現状からいくと。使ってもらえるようにもっと工夫すべきだということをお願いなんですけれども、本当に状況としては整った環境の中にあの土地はあると私は思っています。もったいないです、本当に。これから何かのためにもっと活用できるように、真剣に課内で議論してほしいなと思います。

例えば、保育園もある、小学校もある、いろいろあるわけですので、子供たちが育めるような、本当に子育てがしやすいような、そういう環境の場として、そういうエリアとして使えることも何かあるのかな。今ここで何とは言えませんが、そういったチャンスがある最適の場なんではないかなと私は思っております。全国の先進事例、多分あると思いますので、そういったものを見ながら、あの土地を、今のままではもったいないというのはもうはっきりしています。もっと有効活用できるような方法を、もっと教育委員会で考えるなり、また庁内で考えるなりやっていただきたいというのが最後の質問なんですけれども、どうでしょうか、今の質問に対して。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

ご意見どうもありがとうございました。

公園につきましては、八竜運動公園をはじめ町内各種様々な公園がございます。やはりそこ一つをどうするかという観点もあろうかと思えますけれども、町内全体を見た中でどういう位置づけになるのかというの必要ではないかなというふうに考えているところもございます。

そういうところも含めまして、今すぐどうするかということはお答えできる状況にはないんですけれども、まずこちらが体育施設の一つということであろうかと思っておりますので、そういう中での利活用というのも含めて少し検討する必要もあるのかなと思っておりますので、こちらのほうにはちょっとお時間いただきたいと思っております。

議長（ 加藤彦次郎 ）

5 番。

5 番（ 成田光一 ）

本当にこれまでにぎわっている場所であつたらいいんですけれども、何回もくどくて申し訳ないんですが、やっぱりもったいない場所だと思います。人口減少、このとおり進んでいますので、子供のそういったエリアとして、もっとわいわいにぎわえるような場所としてなれる方法があるとするならば、もっとすばらしい場所になれると思います。どうか検討してみてください。

質問を終わります。

議長（ 加藤彦次郎 ）

5 番、成田光一議員の一般質問を終わります。

次に、1 番、畠山勝巳議員の発言を許します。1 番、畠山議員。

1 番（ 畠山勝巳 ）

それでは、質問させていただきます。

最初に、三種町ふれあいバスの現状と今後の課題についてというふうな課題について質問します。

三種町ふれあいバスが運行されてから早や6年経過した。全国的にも高く評価され、交通過疎が進む地域にとって大きな方向性を示していると評価されてきた。そして、三種町民からも高く評価されていると考えられる。

しかしながら、これを今後も継続して発展させるためには、現在の住民共助組織の言わばボランティア系活動では限界が見え始めている。問題は様々な存在するが、取りあえずふれあいバスの運転を担っている住民共助組織について、次のことを質問する。

第1に、現在、ふれあいバスの運転手は75歳の制限があると言われている。その根拠は何なのか。現在、ドライバーの確保が大きな課題となっている現状では、その年齢制限が大きな問題となっていると言われている。その根拠を明らかにされたい。そして、それを克服する課題はないかを問う。

第2に、運転手の確保のためには、その待遇改善が必要だと考える。乗客のほとんどが高齢者であるため、運転業務に大きな負担が強いられる。現状の最低賃金制度ぎりぎりの報酬形態では、その確保は難しいと思われる。待遇改善の予定はないのか。また、待遇改善について、運転手側との協議は十分行われているかを問う。

次に、2つ目です。ナカショク繁殖農場公害対策について。

去る1月22日に、三種町ナカショク繁殖農業公害対策協議会が開催された。その中で、現在の大口繁殖農場と芦崎の八竜繁殖農場を統合したいとナカショクの社長から報告された。それに対して参加者からは、最近の公害対策も完備して建設されたと言われる、みたね繁殖農場、浜田です。についても、悪臭が報告されている。つまり、ナカショクの悪臭対策は十分でないということであるが、新たな農場の統合についても悪臭を止めることができるのか不安の声が上がっている。現在の悪臭対策が十分でない状況で、新たな統合される農業の悪臭対策について大きな不安を町民は持っている。町はどのように対応するのか。

また、現状の町民生活課が窓口を担っている苦情対策で十分なのか。新たなモニター制度の設立は必要ないのか。

また、養豚場の公害、悪臭対策の先進地への視察研修も課題としては考えられないかを問う。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

1番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、1番、畠山勝巳議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ふれあいバスの現状と課題についてでございますが、昨年からスポーツ少年団の活動の際に利用する児童も増え、本年1月末までの利用者は、14万9,958人となっております。

本町の住民共助による運行は6年目に入っており、団体やドライバーの皆様のご尽力により維持できていることに心から感謝しております。

本町の住民共助による仕組みは、全国的にも前例が少ない中でスタートしたことから、様々な課題や問題点につきましては、その都度、住民共助運行団体、民間事業所、町によるふれあいバス・巡回バス連絡会で協議を重ねながら進めてまいりました。

ドライバーの年齢につきましても、令和3年2月の連絡会で協議し、75歳の誕生日の前日までを上限とすることで合意しております。上限の年齢については様々なご意見もございましたが、住民を乗せて運行することの安全確保について協議された結果であり、町としても妥当であると考えております。

運行を開始してから複数の方々が年齢に達したことでドライバーを引退さ

れておりますが、新たな方の迎え入れができていることから、運行体制が維持されている状況にあると認識しております。

次に、ドライバーの待遇改善についてでございますが、町は、住民共助運行団体と毎年度委託契約を締結しており、ドライバーへは各団体から手当が支払われる形態となっております。町からは、手当を含む金額について各団体へ提示し、合意いただいた上で契約を締結しておりますので、協議が調っているものと認識しております。

また、最低賃金の見直しに伴い、令和5年度にドライバーの基本額、令和6年度には管理者手当についての見直しを行っておりますが、その際も、町からの提示金額に合意いただいた上で契約を締結しております。

続きまして、ナカショク繁殖農場公害対策についてお答えいたします。

さきに開催された三種町ナカショク繁殖農場公害対策協議会の席上、株式会社ナカショクから、構想段階との前置きの上で、現在の大口農場と八竜農場の施設設備の経年劣化により、これ以上臭気解消が図れないため、この2農場を閉鎖・統合し、臭気対策を織り込んだ新たな農場を新設したい旨の意向が示されたと報告を受けております。

このことにつきまして、町といたしましては、まだ構想段階であることから、事業の概要を把握しておりません。今後、計画の詳細が示された際には、町及び協議会並びに関係自治会への説明があると思われますので、その上で、住民及び関係自治会の皆様が臭気対策を含め、納得した上での事業開始となるよう会社側に伝えてまいりたいと考えております。

次に、モニター制度の設立についてでございますが、本協議会におきましては、既にナカショクとの公害防止に関する協定書が締結されており、苦情が発生した場合の処理についても記載されているため、住民から苦情があった場合は速やかに対応を求めることが重要と考えており、現在の状況においては、モニター制度はなじまないと考えております。

しかしながら、住民が町に苦情を申し出ないという協議会の意見も踏まえ、来年度中に浜口地区自治会に対し説明会を開催し、町に連絡しやすい体制を整えたいと考えております。以上でございます。

失礼しました。

次に、視察についてでございますが、現状では、受入れ側の防疫対策や受入れ体制などから、視察研修を受け入れる農場はないものと感じております。

今後、状況が変化し、協議会で必要とした場合は、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

1番の再質問を許します。1番。

1番（畠山勝巳）

まず、ふれあいバス運転手の年齢制限ですけど、運転手、共助団体と話し合って75歳というふうなことで決めたと言われております。それはそれでいいと思うんですけども、現在、人数は足りていると、十分間に合っているというふうな認識でいますか。そこら辺のところ、どういうふうな認識、人数に対して考えているか教えてください。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

ドライバーの人数につきましては、各団体ごとにそれぞれ人数は違いますけれども、今必要な人数は満たしているものと考えております。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

私もいろいろな共助団体と話したんですけども、大体75、みんな1年間にね、3年ぐらいで75になるというふうな形で、いずれにしてもそう長くは続けていられないと。ふれあいバスの場合は高齢者が中心になるので、特にばあさんとかじいさんとか、足の悪い人とか、そういう様々な人によって状況が違うので、ある程度経験を積んで、そういうふうにはやらないと、本当の町民のための町民が主体のふれあいバスにはなっていないんじゃないのかというふうなことなんです。

それで、実はこれは私ごとでもあるんですけども、免許更新、70過ぎれば免許更新の場合、高齢者講習というのがあります。高齢者講習で行って、教習所の人にいろいろ尋ねたんですけども、75になっても十分運転できる、そういうふうな人がいっぱいいると。そして、高齢者講習やっても、これはうまい運転だというふうな人もいます。そういうふうな対策も考えられないかな。そうすれば、枠が広がって、今で人が余っているというふうな言い方をしていたんですけども、いずれにしても待遇の面とかそこら辺を考えれば足りなくなってしまう可能性もあると。そういう意味で、枠を広げると、そういうふうな検討は必要ではないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

年齢につきましては、先ほど町長も答弁させていただきましたとおり、団体の皆さんと相談した上で決めております。町としては、住民の方に安心して乗っていただくことも大事なことで思っておりますので、その年齢の上限については、75歳でも十分まだ運転できる方もいらっしゃるという事実は認識しておりますけれども、ここから先も継続して今の仕組みを続けてい

くためには、ある程度の年齢のところで次の若い方を探していただくきっかけにもしていただきたいと思いますので、その部分については、今は変更する予定はございません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

そうすれば、まずいずれ今後人が集まるかどうかも含めて、いずれに検討する課題にはなると思うんですよね。人数、今は集まっているっていうけども、集まってこない場合だってあるわけですので、そこら辺のところ、何とか検討を願いたいと思います。

2 番目に、運転手の確保の待遇改善ですけれども、これは住民共助団体との業務契約です。業務契約というのは、双方が認識して、書類に判こを押して、それで成立するというふうなことでよろしいですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

委託契約ですので、仕様書と金額等、内容を確認していただいた上で合意いただいて、運行をお願いしているという状況になります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

逆に言えば、双方が合意なければ運行できないというふうな理解でよろしいですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

そのように認識しております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

そうすれば、双方の合意というのは、地域公共交通計画の中には、住民共助団体と年に1回以上協議するというふうなことになるんですけども、そのときにそういうふうなことも協議しているんですかね。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

金額とか仕様の関係は、年度初めの契約をするときに確認させていただい

ております。

途中は、時刻表の改正ですとか、特に課題が出てきたことに合わせた会議、あとは安全運転のための研修会などを年に1回は開催しているところがございます。

議 長 (加藤彦次郎)
1 番。

1 番 (畠山勝巳)
そうすれば、今年度は今までそういうふうな会議を何回開いていますか。

議 長 (加藤彦次郎)
企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)
課長 答えします。

6 年度の運行開始のときに契約をして以降ですけれども、12月にふれあいバスの連絡会、代表者と事務局長会議を開催しまして、1月にはドライバーを交えた研修会を開催しております。この3月、年度末では、会計処理をするための会計検査をする予定となっておりますので、年に3回か4回はお集まりいただいているという状況です。

議 長 (加藤彦次郎)
1 番。

1 番 (畠山勝巳)
運転手を集めて、その中で話をすると。そういうふうな全体の会議というのは何回になっていきますか。

議 長 (加藤彦次郎)
企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)
課長 答えします。

今年は1月の中旬に全部のドライバーと代表、事務局、全ての対象の方にお集まりいただいて開催しました。

議 長 (加藤彦次郎)
1 番。

1 番 (畠山勝巳)
恐らくそのときは、待遇改善とかそういうふうな話はなかったんじゃないのかなと。私が考えるに。

いずれにしても、住民共助団体とダイヤの改正とか利用促進、それから、コースの変更とか、乗車料金の見直しとか、そういうふうなものを協議すると、全体では必要ないかもしれないけれども、できるだけそういう実際現場の運転手と話をして、それを町民の要望に沿った形で改正していくというふうな方向が必要だと思うんですよ。そういうふうな意味では、運転手との話し合いというのはちょっと少ないんじゃないのかなと思うんですけども、いかがですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）
課長 答えします。

ドライバーの方は、平日は運転に従事していただいております。ですので、年に1回は最低でも安全運転の講習会ですとか必要な対応について協議させていただく機会を設定しております。

あとは、随時、団体の代表者もしくは事務局のほうへ、ふだんの運転について何か問題があった場合は声が届きますので、町はその方々と話をさせていただくということで、年に数回は会議を持たせていただいております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

この前、運転者たちを集めていろいろ話もしたんですけれども、そういうふうなコミュニケーションがちょっと少ないというふうな話が出ていたんですよね。だから、もっともっとやって、実際にやっぱり現場の町民、高齢者中心の人たちの要望なり要求なり、それをどんどんやっぱりくださいといてあげて、例えば、コースの変更などもいろいろ検討しなきゃならない課題が出てくると思うんですよ。そこら辺のところをきめ細かく点検することが必要なんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）
課長 答えします。

これまで運行を開始してから、コースや時刻表の変更は随時行ってまいりました。団体のほうで住民の方々の要望を吸い上げてくださっていますので、町としてはその地区ごとの運行の見直しも含めて、1年に1回は、今ここ数年は1年に1回、この3月の時期に会議を設置しまして、それぞれの団体ごとの調整をする会議を開かせていただいております。ですので、随時住民の方々の要望は団体のほうに届いて、それを町が最終的に調整して時刻表として取りまとめるという流れは毎年取ってきております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

いずれにしてもそういうふうな協議を、連絡会議というのか協議というのか、現場の運転手たちとの話し合いというのか、その要望を取り入れていくことが、ふれあいバスのよくなる源になるんじゃないのかなと思います。それを何とかよろしくお願ひしたいと思います。

それと、運転手の手当なんですけれども、来年度に向けて変更する予定は

ありますか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

7年度では変更は予定しておりません。

先ほど町長も答弁した中にありましたが、6年度に代表者の手当見直し、5年度にドライバーの手当を見直しました。最低賃金はクリアしているものと認識しておりますので、7年度での見直しは行う予定ではございません。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

まずそのことも含めて、やっぱり運転手たちと協議して、運転手の合意というか、納得を得てからそういうふうなことを提示したらいいんじゃないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

毎年、ドライバーの手当を見直ししてきているわけではございません。ドライバーの方や団体の方々にはボランティアのような形でご協力をいただいていることは十分認識しておりますが、スタートする当初、その考え方に基づいて合意いただいたものと思っていますので、手当は上げていけば一番いいという認識はありますけれども、毎年それに合わせていくということではなく、状況を見ながら考えていくべきものと考えております。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

いずれにしても、これは業務委託契約というふうな形になるので、双方が合意しなければ成立しないと。形としてもそういうふうになっております。だから、そこら辺のところでやっぱりきちっと筋を通すというふうな形で何らかの形で協議するというふうな方向に持っていっていただければと思います。

続いて、ナカショクの公害対策の問題です。

1月22日に会議がありまして、報告したように、現在の大口の農場と芦崎の農場、これが統合されて芦崎に新たな工場を建てるというふうな計画があるというふうなことが報告されました。それで、いろいろ議論になったんですけど、浜田の今最新と言われる工場も実際悪臭が出るというふうなことが報告されて、新しいのは悪臭対策をちゃんとやるのかというふうな話の中で、ちゃんとやるという話でしたけれども、住民にとっては、町民にとって

は、なかなかそれを満足できないというふうなことで、どういうふうな対策を取るべきかというふうなことが議論になりました。

それで、町民から町民生活課のほうにはいろいろな悪臭の報告が来ていると、町長も言われましたけれども、その悪臭の状況がなかなか報告できないと。しゃべりづらいというふうなことがあるのでね。では、しゃべりやすくするためにはどうしたらいいのかというふうなことで、地区にもモニターを置いて、数人置いてそのモニターにその情報を集約して、そうすればしゃべりやすくなるんじゃないのかというふうな話が出たんですけども、それをさっきの話ではそういうふうなことは考えていないというふうなことなんですけれども、じゃあ具体的にどうやるのかというふうなことも、もうちょっと具体的に町民の立場に立った形で町から提起していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

お答えいたします。

モニター制度につきましては、町長からも答弁がありましたように、現在の状況ではなじまないというふうに考えてございます。

どういったモニター制度が重要かということではありますけれども、実際に現在も協定書が結ばれている段階でモニター制度というのは、必要ないのではないのかというのがまず現在考えてございます。

その上で、住民の皆様が苦情を申し出ないという協議会のお話でありましたので、住民の皆様が苦情をどういった方法で役場に伝えたらいいかというのを、一度、自治会の皆様に説明会を開きまして、住民の皆様マニュアル等を配布して、役場のほうに申し出やすいような体制を取りたいというふうに考えているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

いずれにしても、私の家になんかでも、とある近所から、ちょうど夕方の5時過ぎになれば悪臭が来ると連絡が来るんですけども、私も、いればいいんですけども、いなかったり、時間帯をメモを取り忘れたり、それでなかなか町に伝え切れないというふうな面があるんです。そういうふうな状況を克服していかないといけないと思うので、そういうふうな意味では、住民を集めて各集落ごとでそういう説明会を開くというふうなことはすごくいいことじゃないのかと思います。

いずれにしても、そういうふうな町民の声を集約できるシステムなり、それを住民説明会で提案するというふうなことでいいですかね。どうですか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。

住民の説明会というよりは、自治会の皆様に説明をした上で、住民の皆様にマニュアルを配布したいというふうに考えてございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

マニュアルの配布というのは、今までから見れば一步前進だと思います。そういうふうにして、住民にその状況、町の取組を伝えるというふうなこと自体いいことだと思います。

いずれ住民は、ナカショクと結んだ協定書、はっきり言ってその中身というのは、法律的な何 p p m とかなんとかそういうふうな難しい数字での恐らく協定書だと思うので、町民の感覚からした悪臭というふうな立場に立って町は考えていかなきゃならないと思うので、そういうふうなものをやっぱりきちっと捉えていくというふうなことが必要なんじゃないのかなと思います。

その説明会というのは、大体いつ頃開催の予定ですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。

具体的な日付というものはまだ現在決まってございませんので、新年度に入りましたら速やかに自治会の皆様に説明会をしたいと考えてございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

いずれたしか自治会に対する説明会だと思うんですけども、関心のある人はやっぱり積極的に参加してもらうようなシステムなり、自治会だけでなく、婦人会とかそういうふうな人たちも集めて説明できるようなシステムになったらいいなと思うんですけど、いかがですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。

自治会の皆様には、通知に関しましては自治会長様宛てに流しますので、参集範囲につきましては自治会長の裁量によってお集まりいただければと考えてございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

まずそういうふうな意味では一歩前進したというふうに私は捉えております。

あとそれから、先進地視察ですけども、なかなかやっぱり受け入れてくれるところないんですかね。何とか探して、やっぱりこの養豚公害で悩んでいる地域がいっぱいあると思うんですけれども、そこら辺を探し出して、行ける場所を見つけることはできないですかね。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 答えいたします。

協議会の場合でもお答えしておりますが、現状やはりそういった防疫対策とか、受け入れる側の体制が整っていないということで、県内ではなかなかそういった視察を受け入れるところはないと思います。むしろ、三種にあるナカショクの工場のほうが先進地というふうにも考えられるのではないかなというふうに思っております。

また、協議会のほうでは、将来的にそういった視察研修が必要ということであれば、最新の施設が整っているところを探して、受け入れていただけるようであれば研修も検討したいと考えております。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

いずれにしても、住民にしては悪臭というのは、養豚場をまず持ってこられて、我々では何の得もないと、悪臭だけが残っていると、そういうふうな感覚の町民がいっぱいおるわけなんです。それに対して町がどういうふうにして対応していくかというふうなことなんですけれども、確かに難しいところはあります。ありますけど、やっぱり町民の立場に立った対策をお願いしたいなと思います。

私の質問は以上です。

議長（加藤彦次郎）

1 番、畠山勝巳議員の一般質問を終わります。

本日予定されていた一般質問は全て終了しましたが、そのままお待ちください。

三種町議会会議規則第 6 3 条は、発言を取り消す場合は、議会の許可を得ること、また、発言を訂正する場合は、議長の許可を得ることと規定しております。

本日の会議における 1 1 番、荒谷要伸議員の発言について、企業名を発言した部分を取り消したいとの申出がありましたが、会議規則第 6 3 条の規定に基づく、議会の許可を得る手続を失念しておりましたので、改めて、お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、11番、荒谷要伸議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

引き続き、11番、荒谷要伸議員に申し上げます。

本日の会議において「ナガハマ自治会」と発言しておりましたが、正しくは「深浜自治会」であります。

本件について訂正されたほうがよいかと思いますが、いかがですか。11番。

11番 (荒谷要伸)

訂正します。

議長 (加藤彦次郎)

ただいま11番、荒谷要伸議員から、本日の会議における発言について、会議規則第63条の規定により、訂正したいとの申出がありましたので、議長においてこれを許可します。

以上、これにて延会とします。

午後3時20分 延 会

